

知 事 政 策 局

1 真の地方分権の推進について(共 通)

政府は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするため改革に積極的に取り組んでおり、国と地方の協議の場の法制化をはじめ第1次、第2次一括法の成立等は、真の地方分権の実現に向けた第一歩と考えている。

しかしながら、地方六団体が強く要請している地方交付税の法定率引上げによる総額の確保、国・地方の税源配分「5：5」の実現等、地方分権を支える地方税財源の充実強化等多くの事項が残されている。

また、現在、各市は、少子高齢化の進展により自主財源が減少する一方で、行政需要は年々拡大し行政サービスの提供にも限界があり、今後も一層厳しい行財政運営が見込まれる。

こうした中で、真の地方分権の実現のためには、従来、国が担っていた事務を地域の実情に応じて実施するための財源とそれを担う人材確保等体制を構築することが課題である。また、現在、地方分権の名のもと地方が担っている施策で、医師確保等個々の自治体の努力では不可能な施策や統一した対応をすべき施策も見受けられ、国が担い、より効果的・効率的に実施することも検討すべきである。

については、真の地域分権の実現を図るため、次の事項について万全の措置を講じるよう国に働きかけること。

(1) 地方交付税について

地方交付税の財源調整及び財源保障の両機能を強化するとともに、財政基盤が脆弱で新たな自主財源の確保が困難な地方の都市に対しては、安定的な行財政運営が図れるよう地方交付税の所要額を確保するなど、将来にわたる地方の計画的・安定的な財政運営を図ること。

なお、所要額の確保にあたっては、臨時財政対策債の発行によらず地方交付税の法定率を引き上げること。

(2) 地域自主戦略交付金について

市町村向けの国庫補助金の地域自主戦略交付金化に当たっては、市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等は対象外とし、従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく必要額を確保すること。

また、三位一体改革時のように一括交付金化が地方財源の減少に繋がることのないよう財源措置するとともに、市民生活に支障が生じないよう、それぞれの市の実情を踏まえた算定とすること。また、算定基準等の詳細を明確に示すこと。

なお、社会資本整備総合交付金は、自治体の予算編成や事業執行の支障にならないよう早期に位置付けを明確化するとともに、更に自由度を高めること。

(3) 権限移譲について

地域の主体性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律(第2次一括法)に基づく権限移譲事務に支障が生じないよう確実に財源措置すること。

また、権限移譲事務の県から市への移譲に当たっては、適正な事務の執行に向けた人的支援並びに人材育成に向けた研修会の開催、マニュアルの提供及びフローアップ等、移譲事務が円滑に執行できるよう必要な措置を講じること。

特に、社会福祉法人の定款の認可をはじめ報告徴収及び検査、業務停止命令、解散命令等、許認可権限と指導監査事務については、専門性が高いことから適切に対応すること。

企 画 県 民 部

1 消費者行政活性化に向けた取り組みについて(共 通)

近年、食品の不正表示、悪徳商法など消費者の信頼を裏切る事件など国民生活の身近なところで大きな不安をもたらす消費者問題が数多く発生する中で、国は、平成 21 年 9 月に消費者庁を創設し消費者行政の一元化を図るとともに、地方の消費者行政を活性化するため、平成 21 年度から 3 カ年程度を「集中育成・強化期間」とし、地方自治体の取り組みを集中的に支援しているところである。

本県においても地方消費者行政活性化基金が造成され、市町村の消費者相談窓口の強化等の取り組みに対し財政措置が講じられているが、その財政措置は平成 24 年度までの時限措置となっている。

消費者の安全・安心の確保を図るためには、消費者相談をはじめ新規専門相談員の養成、既存専門相談員のレベルアップ及び広域相談啓蒙リーフレット配付等を今後も継続して実施していく必要があるが、現下の極めて厳しい財政状況の中で、国の財源措置が講じられない場合、事業の継続は困難な状況である。

については、恒久的な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

2 食材の安全性確保について(共 通)

全国的に、食材の放射能汚染について関心が集まっている中、給食食材の安全性を再確認するとともに、より一層の保護者の不安解消のため、学校給食食材のスクリーニングを実施している。

しかし、なおも多くの保護者から学校給食で使用する食材について、放射能汚染を心配する声が寄せられている状況である。

については、保護者の不安を解消するため、独自で放射性物質の検査を実施する必要がなくなるよう、給食食材を含む市場に流通する食材全般について、消費者が心から安心でき、安全性が実感できるような施策を、国、県が連携し展開すること。

リニア交通局

1 リニア中央新幹線の早期実現等について（共通）

〔要望部局 リニア交通局・県土整備部〕

東京、名古屋、大阪の三大都市圏を1時間で結ぶリニア中央新幹線は、交流と産業経済を一層促進するなど、大きな波及効果が期待されている。また、災害対策や東海道新幹線がフル稼働の状況にあることなど、国家的見地からもその実現は緊急を要するものである。

また、本県にとっても、観光産業の振興をはじめ様々な経済効果が期待され、暮らしやすさ日本一の県土形成に大きく寄与するものである。

こうした中、昨年、リニア中央新幹線の整備計画路線へ格上げされるとともに、営業・建設主体の JR 東海が、東京都・名古屋市間の概略ルートや駅位置を公表し、駅として必要な施設の建設負担を表明するなど、着実にリニア中央新幹線の実現に向け前進しているところである。

については、リニア中央新幹線の早期実現に向け、次の事項について、必要な措置を講じること。

(1) 山梨リニア実験線全線完成後は、実用化確認試験を着実に実施すること。

(2) リニア新駅と県内主要拠点とのアクセス整備と駅周辺のまちづくりについて、地域の意向を十分反映させるとともに、長期的な視点に立ちリニア新幹線の効果が全県下に及ぶよう配慮すること。

また、県は、今後の整備計画の円滑な推進に向け、国、JR 東海等関係機関と市町村との連絡調整を一層強化すること。

(3) リニア新駅と身延線最寄駅との良好なアクセス環境の整備について検討すること。

(4) 沿線住民の不安解消に向け、規定のルールにとらわれず情報公開等の説明責任をきめ細かく果たすよう、国及び JR 東海等に働きかけること。

(5) リニア見学センターの再整備にあたっては、整備後の周辺住民への生活環境の保持及び安全面の確保を図るとともに地域の観光資源の核としてその魅力が地域に十分に享受されるよう、周辺整備(中央自動車道側道の県道昇格、井倉地内の国道139号都留バイパスから分岐する県道バイパスと現国道139号線が交差する古川渡交差点から中央自動車道側道までの新たな道路整備及び大月インターチェンジ付近からリニア見学センターのある都留市小形山地域への円滑なアクセスを目的とした道路新設)を行うこと。

2 JR中央本線の高速化等について(共通)

JR中央本線は、東京都、神奈川県、山梨県、長野県の1都3県を結ぶ大動脈であり、沿線地域の通勤・通学圏の拡大をはじめ、観光や産業経済の広域的な交流及び発展を支える極めて重要な路線であり、また、災害発生等による東海道線等の遮断にあたっては、緊急代替路線として極めて大きい役割を果たすものとする。

しかしながら、新幹線網の整備進展に伴い、高速性、安定性、快適性が飛躍的に向上している中、在来線であるJR中央本線については、安全・快適性の確保に向けた一定の取組みが行われているものの依然として高速化の実現、安定輸送の確保など多くの課題が残されている。

こうした中、県では、中央東線高速化促進広域期成同盟会及び中央線高速化等利便性向上検討委員会等あらゆる機会を通じて、高速化等の実現に向け、鋭意取り組んでいるが、早期に問題解決を図る必要がある。

については、JR中央本線について高速化、特急停車駅の増加及び甲府駅・大月駅間の通勤快速列車の増便(E電の大月駅以西への乗り入れ延長を含む)等による、輸送力強化、利便性の向上等を図ること。

また、降雨や落雷等による運行停止や運休の発生を抑制するなど、安定運行の向上を図るとともに、運行停止や運休に伴う帰宅困難者対策の強化に取り組むよう、国及びJR東日本等に働きかけること。

3 鉄道駅等のバリアフリー化の推進について(共通)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づき策定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が、平成 23 年 3 月 31 日に改正され、目標値の強化等が行われたが、引き続き着実な取り組みが必要である。

バリアフリー化の推進に当たっては、各種財政支援措置が講じられているが、多額の費用が必要となり、厳しい財政状況下で推進が図られないのが実情である。

については、バリアフリー化を推進するため、各種財政措置を拡充するよう関係機関へ働きかけるとともに、県においても財政支援措置を拡充すること。

4 地方バス路線運行維持対策の充実について(共通)

自家用自動車の普及や渋滞等走行環境の悪化により、バス利用者が年々減少する中で不採算路線が増え、生活路線維持費補助及び自主運行経費等、市の財政負担は年々増加している。

また、平成 14 年からの乗合バス事業に係る需給調整規制の廃止は、自由競争の促進により事業者の創意工夫を発揮させ、より良いバスサービスの提供が図られる反面、不採算路線では、運行本数の減少や路線の廃止という事態を招いており、市にとって生活路線の確保対策は、ますます切実な問題となっている。

一方、地方バスは、交通渋滞の解消、バリアフリー社会を目指す中での高齢者等の移動手段の確保及び環境負荷軽減、省エネルギーの実施が図れる等、環境問題への配慮の観点からもその役割は、今後ますます重要である。

こうした中、県においては、国の補助対象外の広域的・幹線的路線に準じる路線への財政措置や市町村と連携した路線バスの利用促進など、地方バス路線の維持、活性化に向け鋭意取り組みがされているが、県の補助対象路線は数少なく、大半の路線は市町村で維持確保しなくてはならない状況である。

については、次の事項について、国への働きかけ等適切な措置を講じること。

- (1) 生活路線として必要な不採算路線確保に対する維持費及び市町村自主運営バスへの財政支援を拡充すること。

- (2) 県生活バス路線維持費補助金について、運行距離が長い路線については単独市町村路線も対象とするなど補助対象の見直しを図るとともに、持続した運行ができるよう補助期間限度を廃止すること。
- (3) 路線バスの存続、効率的なスクールバスの運行及び児童の登下校の安全確保等を目的に実施している路線バスをスクールバスとして活用する事業(児童・生徒に定期券を支給)について、財政措置を講じること。

総 務 部

1 県単独補助金等の廃止・縮減について（共 通）

県単独補助金については、公共サービスの向上及び豊かで活力に満ちた地域社会を実現するうえで大きな成果を上げているところであるが、県においては、平成 19 年 12 月に策定された「行政改革大綱」等により、県単独補助金の廃止及び縮減などの見直しを行うとともに、毎年度予算編成の基本的な考え方として補助金の不断の見直しを行うこととしている。

県単独補助金の見直しは、県補助事業から市単独事業への転換など市財政の負担増加に繋がるものであり、今後の市民サービスへの影響が危惧される。

については、県単独補助金については、現行制度の存続を強くお願いするところであるが、見直しを行う場合は、各市の意見を事前に聴取するなど、県と市との間において、今後の事業のあり方や経費負担等について十分な協議を尽くし、各市の財政負担の増大にならないよう慎重かつ責任ある措置を講じること。

2 地方債の充実・改善について（共 通）

地方債の充実・改善を図るため、次の事項について国等への働きかけを行うこと。

(1) 補償金免除繰上償還制度について

補償金免除繰上償還制度について、財政の健全性を確保し、更なる公債費負担の軽減を図るため、平成 24 年度まで本制度が延長された。

しかしながら、借入対象日や対象となる公営企業債の制限により一部の高金利の地方債が残る状況である。

については、借入対象期日制限の拡大（緩和）、公営企業債の対象拡大及び年利 5 % 未満の残債においても繰上償還の対象とする等の対象要件の緩和・見直しを図ること。

(2) 市町村振興資金のうち百花繚乱まちづくり推進事業（特別分）の元利補給制度の継続について

市町村振興資金は、市町村の振興と借入利子の軽減等により市町村財政の円滑な運営に資することを目的に設置された資金であり、このうち百花繚乱まちづくり推進資金(特別分)は、観光施設、道路及び景観形成関連公共施設整備等の財源となる元利補給制度（20%または40%）のある極めて有利な資金である。

昨年度、県行政評価アドバイザー会議において元利補給制度の見直しが求められたところであるが、元利補給制度が廃止された場合、市町村は、厳しい財政状況の中、事業の縮小や見直しは必至であり、「美しい県土づくり」や多様な観光の推進など「暮らしやすさ日本一」の推進に大きな影響を及ぼすことになる。

については、市町村振興資金のうち百花繚乱まちづくり推進事業（特別分）の元利補給制度を継続すること。

3 防災・災害対策の充実強化について(共通)

〔要望部局 総務部・県土整備部〕

未曾有の被害をもちらした東日本大震災から約1年半余りが経過し、県及び市町村では、東日本大震災やこれまでの大規模災害を教訓に様々な防災・災害対策の充実・強化を図っている。

本県は、東海地震をはじめ南関東地域直下の地震、糸魚川ー静岡構造線断層帯など活断層に起因する地震及び富士山噴火などが発生する可能性が指摘されており、これらが発生した場合には、広範囲にわたって甚大な被害を受けることが懸念される。また、本年8月、内閣府が発表した南海トラフ沿いでの巨大地震の被害想定でも本県は東海地震と同様の被害が想定されている。

については、一層の防災・災害対策の充実強化を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

(1) 防災行政無線及び消防救急無線のデジタル化について

災害情報収集や伝送・伝達、応急復旧支援の役割を担う市町村防災行政無線システムについて、デジタル化が遅滞なく円滑に行えるよう、緊急防災・減災事業債の所要額の確保等財政措置の拡充するよう国に働きかけること。

また、消防救急無線のデジタル化のための財政措置を拡充するよう国に働

きかけること。

(2) 木造住宅の耐震化について

県は、県耐震改修促進計画の目標値である平成27年度末における住宅の耐震化率90%に向けて、住宅の耐震化支援策の拡充を図っているが、木造住宅「わが家の耐震化」支援事業は、東海地震で震度6強以上の揺れが想定される市町村とその他の市町村ではその支援内容が異なっている。

南関東地域直下の地震、糸魚川－静岡構造線断層帯など活断層に起因する地震などの発生する可能性が指摘される中で、全県的に耐震化を推進する必要がある。

については、補助対象要件について、指定市町村の区別を廃止し県下統一した補助制度とすること。

また、木造住宅耐震化建替支援事業については、本年度から県の補助制度が廃止され、国庫補助のみで引き続き実施しているが、市の負担割合が増加する中でその予算額の確保に苦慮しているところである。

については、地震に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、改めて県の財政措置を講じること。

(3) 防災体制の強化について

現在、台風などの風水害や地震などの災害において、被害がでた場合は、消防庁の火災・災害等即報要領により、通常回線 FAX 又は衛星回線 FAX 等により県あてに報告している。

東海地震等の大規模災害発生時には、各種応援協定等により、県外も含め他市町村からの支援要請等も想定されることから、県内各市町村の被災状況を把握し、機動的な対応ができる仕組み（情報共有）を構築する必要がある。

については、パソコン等の情報機器により被災状況が報告できるシステムの確立や当該情報を県内各市町村において共有できるシステムの整備を行うこと。

また、システム整備の際には、操作方法等について充実した研修を開催すること。

4 法改正等に伴う電算システム改修等への財政支援について(共通)

税制改正をはじめ福祉・保健制度等の法改正の際、各市に生じる電算システムの構築及び既存電算システムの改修には、多額の費用を要し、国の財政措置が講じられている場合も実際の費用と乖離している状況である。

については、法改正により電算システムの構築及び既存システムの改修が必要な場合は、維持管理費やバージョンアップ経費も含め、適切な財政支援を講じること。なお、システム構築・改修は、自治体の規模に関係なく同様の費用を要することから、交付税措置ではなく補助制度により財政措置するよう国に働きかけること。

5 合併市町村への支援について(共通)

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、普通交付税の算定の特例(合併算定替)を延長すること。

6 幼稚園就園奨励費補助金の見直しについて(共通)

保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的に、就園奨励事業を実施している自治体に対して国が経費の一部を財政措置している。

本事業に係る国の補助率については、3分の1以内となっており、毎年度補助率が変更され、予算編成に大変苦慮するとともに、前年度より補助率が引き下げられるとその財源確保が厳しい状況である。

については、国の補助率を3分の1に定率するよう国に働きかけるとともに、県においても財政措置を講じること。

7 富士山火山防災対策の充実強化について(富士吉田市)

〔要望部局 総務部・県土整備部〕

富士山火山防災対策については、平成18年2月に中央防災会議において「富士山火山広域防災対策基本方針」が策定され、これを受け県においても地域防災計画火山編が作成された。

一方、周辺市町村では、住民ガイドブックを作成し全世帯への配布、また、富士山火山広域防災対策基本方針を踏まえ地域防災計画における富士山火山編を策定し、これまでも増して、住民の富士山火山防災意識の高揚やソフト、ハードの両面を通じた具体的な防災対策に取り組んでいる。

こうした中、富士山火山広域防災対策基本方針で噴火前の避難基準が示されたが、富士山は国内の他の火山に比べ山体が大きく、広域的な防災対策が必要となることから、避難道路の確保が最も重要な課題あり、また、大きな被害が懸念される火山灰や融雪型火山泥流などの調査研究の継続や対策等も必要である。

については、富士山火山防災対策の充実強化を図るため、次の事項について必要な措置を講じること。

(1) 避難路の整備等について

富士山火山災害の広域避難については、国道及び中央自動車道富士吉田線、県道等の主要道路を利用することになるが、国道 137 号・139 号については、幅員が狭く週末や行楽シーズン、朝夕の交通渋滞が激しい状況である。

については、有効な広域避難道路について、河口湖Ⅱ期バイパスに接続する吉田河口湖バイパス(新倉トンネル)の早期完成、甲府富士北麓連絡道路の計画路線への格上げを含めた早期整備、(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジの早期整備及び国道 138 号の 4 車線化(富士吉田市上宿交差点から山中湖村明神前交差点)の整備を促進するとともに、避難に有効な県道の整備及び市町村道の整備に対して財政措置を講じること。

また、高速自動車国道について、東海地震では、観測情報や注意情報などの地震情報に応じて車両の入込み規制がかかるなど災害に備える体制が整っているが、富士山火山などの火山災害では、そのような体制が明確でないことから、東海地震と同様、火山情報に応じた高速自動車国道活用の防災体制の整備について国に働きかけること。

(2) 富士山火山防災に係る観測機器設置及び観測体制の整備について

火山防災においては、機器を使った観測・監視による火山活動の予知予測が重要であり、特に、地震計や傾斜計、GPS などの観測機器が充実することにより、火山予知対策の精度が格段に向上すると考える。また、人工衛星などを活用し映像での監視体制なども必要と考える。

については、国及び県において整備すること。

(3) 砂防構造物の整備について

吉田大沢では、歴史上、多くの泥流等の記録が残されており、対策を講じる必要がある。

有珠山の火山災害において流路溝等の砂防構造物が大きな効果を上げており、砂防構造物は火山噴出物や土砂による災害を未然に防ぎ、その被害を抑制する効果が期待できる。

については、現在、富士山火山砂防計画検討委員会において、砂防構造物のハード整備の構想が検討されているが、その検討結果を踏まえた砂防構造物等のハード整備を講じること。

また、宮川は、過去大きな雪泥流（雪代）の被害があったが、県が整備した砂防構造物の効果により、昭和 36 年以降大きな被害は発生していない。

一方で、現在、宮川上流部においては、堆積物が河川を埋めている状況であり、最近、大きな社会問題となっているゲリラ豪雨等により、雪泥流災害の危険性が増大している。

については、早急な現状調査を行うとともに、必要な浚渫を行うこと。

(4) 火山防災対策に関する調査研究等について

富士山火山広域防災対策基本方針が示されたが、大きな被害もたらすことが懸念される火山灰や融雪型火山泥流は未だに分析できていない部分もあることから、富士山火山に関する調査研究及び防災対策について、それぞれの機関で連携を図りながら今後も調査研究を行うこと。

8 消防通信指令センター整備への財政支援について(都留市、大月市、上野原市)

現在、平成 28 年度の消防救急無線デジタル化移行に伴い東部 3 市では消防通信指令センターの共同整備・運用を検討しているところである。

消防通信指令センター整備の財政措置は、国庫補助事業として消防防災施設整備費補助制度があるが、補助基準は、指令装置設置団体の管轄人口が 10 万～40 万人未満を対象としたⅡ型以上の装置整備となっており、3 市共同による整備予定の指令装置Ⅰ型は補助対象外となっている。

また、複数の消防本部が行う共同整備については、防災対策事業債が活用で

きるが、多額の整備費用を要するため更なる国、県の財政支援が必要である。

については、指令装置 I 型を国庫補助の対象とするなど国の財政措置を拡充するよう国に働きかけるとともに県独自の財政措置を講じること。

福 祉 保 健 部

1 医師確保対策について(共 通)

地域や診療科ごとの偏在等による医師不足は、極めて深刻である。

医療訴訟の増大により、医師が訴訟リスクの高い診療科を避ける傾向を強めており、産科医、小児科医の不足は危機的であり、少子化に拍車をかける事態を招いている。

また、医師・看護師等医療従事者の絶対数の不足により過重労働を招いている実情が医療を取り巻く環境の悪化に拍車をかけ、とりわけ、地域医療の要となる自治体病院においては経営の立て直しに苦慮し、存続の危機に直面しており、これを打開することは、個々の市の努力のみでは到底不可能である。

こうした中、県においては、山梨大学に寄附講座を設置し、助産師の資質向上のための研修等を実施し、助産師外来や院内助産の推進を図るとともに、分娩を取り止めた地域における診療所等と分娩施設との連携により健診・出産に対応する妊婦の安全・安心ネットワーク事業を実施し、安全で安心な周産期医療の確保に努めるとともに、厳しい勤務環境に置かれている産科や救急医療に従事する医師の負担を軽減するため、産科医に分娩手当を支給している医療機関及び休日・夜間に勤務する医師に救急勤務医手当を支給する医療機関に対し助成を行い勤務条件の改善を図っている。更に、平成24年度から分娩を取り扱う県内7病院が取り組む統一研修プログラムの実施等に対して助成するとともに、研修プログラムを受講する後期研修医に対する奨励金交付制度を新たに創設するなど、鋭意取り組んでいる。

しかしながら、現状、医師不足は続いており、一刻も早く県民誰もが良質かつ均質な医療を享受できる体制を確保し、地域で安心して子どもを産み育てられるよう対策を講じる必要がある。

については、次の事項について、国に必要な働きかけ等必要な措置を講じること。

- (1) 県内各地域の中核的な病院に、産科を設置(存続)できるよう、山梨大学の寄附講座を強力に推進するなど早急に対策を講じること。
- (2) 地方自治体の取り組みへの関与・支援及び医師偏在の調整や医師派遣制度

の確立等医師確保のための措置を至急講じるよう国に働きかけること。

- (3) 窮迫する(産科、小児科)の医師確保に向け、医学生及び卒後研修医師への動機付けを行うとともに、新医師臨床研修にへき地勤務の必修化、研修後一定期間医師不足地域への勤務を義務付ける等実効性のある対策を早急に講じるよう国に働きかけること。
- (4) 産科医療保障制度等の患者・家族の保障制度の充実とともに、医師を保護する制度を確立し、医師が安心して診療できる体制を講じること。
- (5) 看護師を確保するための必要な措置を講じること。
- (6) 助産師の育成拡充を図ること。

2 子育て環境の充実について(共通)

近年、結婚観の変化や高学歴化、女性の社会参加等が要因となって、未婚化や晩婚化が進むとともに、子どもを持たない家庭の増加や生涯未婚率の上昇によって少子化が進行し、人口動態統計月報年計(概数)の平成23年の合計特殊出生率が全国で1.39と前年と同率であったが、本県は1.41と全国平均を上回っているものの低い水準にある。

その背景として、個人の価値観やライフスタイルの多様化、核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化による子育ての孤立感や教育費等をはじめとする子育てに費用がかかりすぎることや育児と仕事の両立に対する負担感等がある。

こうした中、県においては、「やまなし子育て支援プラン」及び「チャレンジ山梨行動計画」に基づき鋭意、各種施策に取り組んでいる。

一方、各市も子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み育てることができるよう様々な子育て環境の充実のための支援策を積極的に展開しているところである。

については、子育て環境の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 妊婦健康診査公費負担について

国では、「生活防衛のための緊急対策」の一環として平成 20 年度第二次補正予算において、妊婦健康診査の公費負担を従来の 5 回から 9 回拡大し、計 14 回としたところである。また、平成 23 年度から国の方針を踏まえ HTLV-1 抗体検査及びクラジミア抗原検査への助成を追加したところである。

しかしながら、拡大分 9 回及び HTLV-1 抗体検査及びクラジミア抗原検査については、国庫補助金と地方交付税により財源措置が講じられたものの平成 24 年度までの時限措置となっている。加えて、既存の 5 回分についても財源措置は地方交付税のみとなっている状況にある。

本事業は、少子化対策の重要な施策の一つであり、今後も継続して実施していく必要があるが、現下の極めて厳しい財政状況の中で、国の財源措置が講じられない場合、事業の継続は困難な状況である。

については、妊婦健康診査の公費負担は、少子化対策の一環として国の責任において取り組むべき施策であることを踏まえ、母体や胎児の健康確保、経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査の公費負担について、恒久的な国庫負担制度を創設するよう国に働きかけること。

また、県としても少子化対策の一環として助成制度を創設すること。

(2) 乳幼児医療費助成に係る対象年齢の引上げについて

県の本助成事業は、その対象年齢が入院については未就学児まで、通院については 5 歳未満児となっているが、全市町村が入院・通院ともに未就学児まで実施している状況であり、また、大部分の市町村が小学校 6 年生まで対象年齢を引き上げているところである。

については、通院における対象年齢を未就学児（6 歳未満）まで引き上げること。

また、今後、小学校 6 年生まで段階的に拡大するなど子育て世帯の経済負担の軽減を図ること。

(3) 障害児保育への財政支援について

保育所は、児童を保育するための児童福祉施設であり、近年の核家族化の進行、母親の就労等により、0 歳児等の乳幼児保育、延長保育、障害児保育、家庭における子育て支援などニーズの多様化及び量的な増加が進み、保育所

の役割は益々増大している。

特に、障害や発達上の課題がみられる児童とその保護者に対しては、発達過程や障害の状態を把握し、その状況に応じた保育や支援が必要であることから、保育士の加配を行っている。しかしながら、その財源確保に苦慮しているのが実情である。

については、多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、障害児を受け入れるための保育士の加配に対して財政措置を講じること。

(4) 保育所の耐震化を含む施設整備について

子どもを安心して育てられる環境として、保育所の老朽化に伴う施設整備や耐震化対策の実施は、急務となっている。また、老朽化した公立保育所の整備に当たって、極めて厳しい財政状況の中でその財源確保に苦慮している状況である。

については、保育所の耐震化を含む施設整備に対する財政措置を拡充するとともに、保育所統廃合により生じた施設の解体経費に財政措置を講じること。

また、民間保育所の計画的な施設整備が図られるよう、安心こども基金を延長すること。

(5) 母子自立支援について

市では、母子家庭の母が自立を目指し、就職に有利な高等技能(看護師・准看護師・介護福祉士・保育士等)の資格を取得するため、修業期間(最長3年間)において母子家庭自立支援給付金事業補助金と安心こども基金を活用して支援をしているが、安心こども基金は、平成24年度までの時限措置となっており、次年度以降で新規に資格取得を目指す母子家庭の母の負担は大きく、母子家庭の自立促進が停滞することが懸念される。

また、母子家庭の母が自立するための高等技能の資格取得を促進するためには、経済的な負担を軽減する上で、修業全期間での支援を行う必要がある。

については、昨年度のように基金の延長や積み増しなど年度末の補正対応では、相談に訪れる者に対し明確な説明ができないため、「母子家庭自立支援給付金事業補助金」を拡充したうえで恒久的な財政措置を講じること。

(6) 児童手当について

児童手当について、支給に係る市の負担軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

また、児童手当からの保育料の特別徴収は可能になったが、過年度分が対象になっておらず、保育料を滞納している保護者に手当が支給される状況が依然続いている。納付交渉に困難が伴うケースは現年度分よりもむしろ過年度分の滞納者に多く、こういった現状に今回の改正が対応しきれていない状況である。

については、児童手当法の趣旨の実現及び給付と負担の公平性の確保の観点から特別徴収の範囲に過年度分を含めること。

(7) 児童厚生施設等整備について

新たに施設を整備（創設）する場合には、児童厚生施設等整備費補助金の補助対象となるが、老朽化等による既存施設の建替えの場合は補助対象外となっており、厳しい財政状況を踏まえると、既存施設の早期の整備は困難な状況である。

については、児童の安全確保及び適正規模による児童厚生施設等運営のため、施設の創設時のみならず、建替え時においても児童厚生施設等整備費補助金の補助対象とすること。

3 各種医療費助成制度の公費負担制度の確立について（共通）

乳幼児、ひとり親家庭及び重度心身障害児(者)の医療費に対しては、県の独自助成制度を受けて助成しているところであり、利用者の経済負担軽減、健康保持・増進に寄与している。また、平成 20 年度から、各医療費助成制度については、制度の充実と利用者の利便性向上のため、窓口無料化を実施したところである。

しかし、少子化や核家族化における「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」や障害者の自立と社会参加の促進は、国、地方を通じた大きな課題であることから、その基礎的条件となる乳幼児、ひとり親家庭及び重度心身障害児(者)の健康を保持、増進するための医療費助成事業について、国は、地方と一体となって拡充強化を図っていく必要がある。

については、国において「現物支給」(窓口無料化)による公的負担制度を確立する

よう国に働きかけるとともに、重度心身障害児(者)等の医療費については、国の公的負担制度が確立するまでの間、現行制度を堅持すること。

また、各種医療費助成制度等の地方単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止するよう強力に国へ働きかけること。

4 各種医療費助成制度窓口無料化に伴う財政措置について(共通)

平成 20 年度から乳幼児、ひとり親家庭及び重度心身障害児(者)の医療費助成制度の窓口無料化の実施に伴い、国は、国民健康保険に係る定率国庫負担金、調整交付金及び県調整交付金の一部について、減額措置を講じている。

こうした中、県は、国及び県の減額分の2分の1について財政措置を講じているが、福祉施策では助成対象としていないが調整交付金等の減額対象となる入院時食事療養費の影響分並びに医療費波及増分に対しては、財政的支援がされていない。

現下の国保財政は、高齢化や医療技術の高度化等に伴い医療給付費は年々増大を続けており、その一方で、国保固有の脆弱な構造的体質等によりその経営状況は依然として厳しい状況にある。

については、県独自に構成市町村に補助してきた老人医療費助成制度において、国民健康保険事業に及ぼす医療費の波及増分に着目して財政支援をしてきた経過及び平成 20 年度以後各種医療費助成制度の窓口無料化に伴う、国民健康保険事業の国並びに県の調整交付金等の減額分の2分の1を財政支援してきた経過を踏まえつつ、福祉施策では助成対象としていないが調整交付金等の減額対象となる入院時食事療養費の影響分、国民健康保険の定率国庫負担金あるいは、国の調整交付金の提出資料である附表等で明らかになる医療費の波及増分を反映した財政措置を講じること。

なお、昨年度の提案・要望の回答では、「子育て支援や福祉の増進の観点から、国、県、市町村の費用負担のあり方などを検討していく。」とのことであったが、特に子育て支援は少子化問題といった国家的な課題であること、また、各種医療費助成制度は県と市が一体となって子育て支援や障害者の福祉増進のため実施していることを踏まえ財源措置を講じること。

5 介護保険制度について（共 通）

介護保険制度が平成 12 年 4 月に導入されてから 10 年余が経過したところであるが、介護保険の利用者は、制度発足以来年々増加しそれに伴う保険給付も増大しており、今後、人口構造の変化により介護費用の増大は避けて通れない状況である。また、大きな役割を担っている介護従事者の確保等、介護保険制度の諸課題を解決し、将来にわたって持続可能な制度を確立する必要がある。

こうした中、市では、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が本年 4 月に施行し、本年 4 月からの第 5 期介護保険事業計画では、昨年の法改正を踏まえ高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」への取り組みなど鋭意努めているが、介護保険制度の円滑な運営のため、次の事項について国への働きかけ等適切な措置を講じること。

(1) 安定的な制度運営について

介護保険制度導入当初の第一号保険料は、2,900 円(平均)から、10 年余が経過し第 5 期事業計画においては、県内市町村の 3 分の 1 が 5,000 円を超えており、被保険者の負担も重くなっており、今後も人口構造の変化により介護費用の増大は避けて通れない状況の中で、制度の抜本的な見直しが必要である。

については、第一号保険料の負担軽減及び国・県の介護給付費負担金を増額すること。

(2) 低所得者対策について

低所得者にとって、ますます厳しい社会状況となっている中、生活困窮者による介護サービスの利用控え等が起こる可能性が懸念され、国の責任において、総合的かつ統一的な低所得者対策を講じる必要がある。

については、低所得者が経済的理由により介護サービスの利用を抑えることがないように財政措置も含め低所得者の介護サービス利用を更に支援する対策を早急に講じること。

(3) 地域密着型サービスについて

国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金を活用し、地域密着型サービスの施設整備にかかるハードの部分・施設運営に関するソフトに関する部分を支援しているところである。

こうした中、本年度補助単価の引き下げがされ、また、地域介護・福祉空間整備交付金は平成24年度までの時限措置となっている。

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活ができるようにするための重要なサービスであり、厳しい財政状況下で国の財政措置が講じられない場合は、事業の継続・推進が困難な状況である。

については、地域介護・福祉空間整備交付金を継続するよう国に働きかけること。

(4) 介護人材の確保について

介護サービスを提供する施設・事業所では、処遇を理由とした介護従事者の離職の増加や新たに介護職を希望する者の減少により、深刻な人材不足の状況が続いており、このような状況が続けば、必要な介護サービスの提供に支障をきたすおそれがある。

については、介護報酬の一定割合が確実に介護従事者の給与に反映される仕組みを構築するなど、処遇が確実に改善される措置を講じること。

また、介護福祉士制度について、技能や経験に応じた級別制度を創設するなど、介護職員の専門性に対応できる制度とするとともに、次期介護報酬改定に当たっては、当該級別制度によって認められた介護福祉士の専門性など、介護従事者のキャリアが報酬に適切に反映されるよう、引き続き見直しを行うこと。

更に、介護支援専門員（ケアマネージャー）の確保のため、受験資格要件の緩和と試験の簡素化等について見直しを行うこと。

(5) サービス付高齢者住宅について

平成23年4月に法改正され創設されたサービス付き高齢者向け住宅は、一定の要件を満たすものを除き住所地特例の対象外とされているが、比較的持ち家率の高い本県では、需要は少なく、他の都道府県や他市町村からの転入

者が多く、保険財政を圧迫させることが予想される。

また、そもそも「サービス付き高齢者向け住宅」は、住み慣れた地域で高齢者が生活し続けられるために、さまざまな住宅形態を提供することを目指していたはずであるが、実態は、事業者が市外から要介護者の入居を勧めており、特に、介護保険サービスを利用することを条件としている事業者も存在する。

については、介護保険財政安定化のため、住所地特例の適用及び介護保険サービス提供における囲い込みを助長しない制度見直しを強く国に働きかけること。

また、県によるサービス付き高齢者向け住宅の登録認可の際には、市町村と事前協議するなど、地域の実態に即した対応ができるよう必要な措置を講じること。

6 障害者福祉施策の充実について（共通）

本年6月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成25年4月から、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正されるが、更なる福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけ等必要な措置を講じること。

(1) 地域生活支援事業への財政措置について

本事業に係る国の財政措置は、統合補助金で定額となっており、市町村に超過負担が生じている。

については、利用者へのサービスが低下しないためにも個別事業の所要額に基づく財政措置を講じるよう国に働きかけること。

また、補助金の配分に当たっては、国の考え方を踏まえ、過年度の実績だけでなく、当年度の事業内容も勘案することにより、限りある財源を有効に活用するとともに、県内の各市町村が積極的な事業展開を図れるようにすること。

(2) 就労移行支援事業の定着支援への財政支援について

就労移行支援事業は、65歳未満の就労希望者に対し、職場体験等の機会を

提供して就労に必要な知識や能力の向上や取得、障害者の適性に応じた職場の開拓後における職場への定着のための必要な相談等を行う重要な事業である。

しかし、制度の中で就労後の支援を行っているにもかかわらず、職場に定着せずに離職してしまうケースが多く、障害者の自立に結びついていかないのが実情である。

については、就労移行支援事業所において、事業所がさまざまな就労支援を行うことにより、報酬の加算が受けられるが、東日本大震災以降の景気低迷等踏まえ、これまで以上に障害者の就労に対する支援の向上を図るため、県において、就労後における手厚い定着支援が可能となるよう就労移行支援事業所への財政措置を講じること。

(3) 支援学校卒業生に対する支援等について

支援学校に通う知的障害者は、卒業をする時点で就労を目指すか否かの判断をすることとなっており、就労を目指すことができる場合は、就労移行支援等を受けることになるが、就労する意識が不十分である場合や生活介護希望者で区分が3以上の判定が出ない場合には、十分な支援が受けられない状況である。この場合、地域での生活が維持できなくなることもあり、結果として介護者の負担が増大している。

就労移行支援等が受けられない場合、就労継続支援B型により継続的な支援を行うことが好ましいと考えるが、現状の就労系サービスの位置付けでは、対象者の要件を満たしておらず、また、旧制度では、知的通所授産施設がそのような利用者の受け皿として、役割を果たしてきたが、現制度ではその位置付けのサービスがない。

本年6月、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法(障害者総合支援法)に改正され、その目的の「自立」という表記が「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と改められたが、法の基本理念・目的を踏まえ、知的障害の特性を理解し、その成長や意識の醸成を図りつつ、支援学校卒業生が自分の進路や地域での支援に不安を持つことが無いよう、地域で安心して暮らせる支援体系の整備・拡大が必要である。

については、知的障害者に対する地域での継続的な支援をするため、旧制度における知的通所授産施設と同様のサービスを整備、もしくは就労継続支援

B型の対象者要件の拡大見直しをすること。

(4) 障害者虐待防止対策について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が平成24年10月から施行されたが、障害者虐待の未然の防止や早期発見はもとより、迅速な対応やその後の適切な支援を行うためには、関係機関の協力体制及び支援体制を整える必要があり、その整備には県の支援が必要不可欠である。

については、専門性の高い関係機関（医師会・弁護士会等）への協力依頼が円滑にできるよう支援すること。

また、児童虐待における児童相談所の役割と同レベルの機能が果たせるような支援体制（スーパーバイザー）を整えること。

7 国民健康保険について(共通)

国民健康保険制度は、他の保険制度に加入していないすべての国民を対象とし、国民皆保険体制の最後の砦となっている。このため、国保加入者の所得水準は他制度と比較して著しく低く、無職者の占める割合は5割を超えるとともに、高齢者比率の上昇や医療の高度化による医療費の増嵩等が相俟って、国保財政の赤字は増大する一方である。

国民健康保険の財源不足については、財源補てん策として一般財源を投入してきたものの現下の市財政では限界に達している。

については、国民健康保険制度の健全な運営を図るため、次の事項について、国への働きかけ等適切な措置を講じること。

(1) 国民健康保険財政の健全化について

国民健康保険制度の安定かつ持続可能な運営ができるよう、広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において確実な財政措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える市町村への支援を強化すること。

(2) 後期高齢者医療制度について

国保財政の悪化と保険料の上昇を抑制するため、国の責任において十分な財政措置を講じること。

また、一旦広域化した制度を再び各医療保険制度へ戻すことは、医療保険制度の広域化、一本化を求める国保保険者の要請に逆行するとともに、構造的問題を一層助長し、更なる負担を生じさせるものであることから絶対に行わないこと。

(3) 医療費適正化の推進について

国及び県は、医療費の適正化を推進するため、被保険者や医療機関等へジェネリック医薬品の安全性、有効性の周知・啓発を行うこと。

(4) 被保険者資格の適用適正化対策の推進について

被保険者資格の適用適正化は、医療保険制度が一本化されない限り必要な処理であり、未資格者への給付や滞納の防止につながることから、迅速さが求められ、できる限り職権適用できることが望ましい。

しかし、現行の年金ネット等を活用した職権処理では、職権適用のために用意されたデータで無いことによるトラブルや事務量の増も想定され、また、活用できる分野も主に資格喪失処理であり、資格取得処理には向かないものである。

については、年金システムの流用ではなく、本来的に国保の適用適正化の強化を目的とした体制を早急に構築すること。

また、現行の年金ネット利用については保険者に対する国民年金の勧奨業務などの追加負担を廃止すること。

(5) 本国へ帰国した外国人住民に対する滞納整理対策等について

帰国した外国人住民に対する滞納対策は、個々の市町村で行うには事務的負担が大きいのが実情である。

については、国による請求・徴収、あるいは入出国に際しての対応等、必要な措置を講じること。

(6) 70～74 歳までの患者負担割合引き上げの凍結について

現在、国の財源措置により 70～74 歳までの患者負担割合の引き上げは凍結され、医療機関での患者窓口負担割合は、1 割となっている。

平成25年度以降の取扱いは、平成25年度の予算編成過程で検討するとされ

ているが、引き続き国の凍結策を継続すること。

(7) 出産一時金について

国の方針により増額・恒久化された出産育児一時金については、財政措置を講じること。

(8) 特定健康診査・特定保健指導について

特定健康診査・特定保健指導の実施率による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を廃止すること。

8 がん検診への財政支援について(共通)

がんが依然として国民の生命を脅かし、その対策が重大な課題となっていることから、平成 18 年 4 月にがん対策基本法が施行された。

また、国は、平成 19 年 6 月に「がん対策推進基本計画」を、県においても平成 20 年 3 月に「山梨県がん対策推進基本計画」を策定し、平成 23 年度(県計画:平成 24 年度)までにがん検診の受診率を 50%以上とする目標数値が定められた。

これを受け、各市においては、目標数値の達成に向け、厳しい財政状況の中、創意工夫をしながら鋭意取り組んでいるところである。

こうした中、県では、昨年度、がん対策の一層の充実を図るため、山梨県がん対策推進条例を制定し本年 4 月 1 日から施行されたが、今後、条例の趣旨を踏まえ「第 2 次山梨県がん対策推進計画」を策定し、総合的ながん対策を推進することとしている。

については、目標の受診率を達成できるよう廃止した県各種がん検診事業費補助金を復活するとともに、国に対しても十分な財源措置を講じるよう働きかけること。

また、がん検診推進事業について、平成 24 年度までの時限措置となっているが恒久的な制度とするよう国に働きかけること。

9 予防接種について(共通)

(1) 子宮頸がん予防ワクチン等の公費助成について

国では、昨年度「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」関連として平成 22 年度補正予算において、子宮頸がんワクチン等(ヒブワクチン、

小児用肺炎球菌ワクチン含む) ワクチン接種緊急促進事業が創設された。

しかし、本事業は、国庫補助金と地方交付税により財源措置が講じられたものの平成 24 年度までの時限措置となっている。

本事業は、小児等の感染症対策の一つであり、少子化対策及び小児の健全育成のためには今後も継続していく必要があるが、極めて厳しい財政状況の中で、国の財政措置が講じられない場合には、事業継続は困難な状況である。

については、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチン(高齢者も含め)の予防接種については、早急に定期接種として位置付けるとともに、接種費用について恒久的な財政措置を講じること。

(2) ポリオ不活化ワクチン導入及び予防接種制度の見直しについて

国は、今年 9 月から不活化ポリオワクチンを導入し、さらに 11 月からはジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオワクチンの 4 種混合ワクチン(DPT-IPV)を導入することを決定したところである。

不活化ポリオワクチンの導入により、ワクチンの有効性と安全性が高まるとともに、通年接種等が可能になることから、より安心して接種が受けられるとともに接種機会が拡大し、ポリオの流行のない社会の維持に大きく寄与すると考えている。

しかし、生ポリオワクチンに比べて単価の高い不活化ポリオワクチン等の接種については、市財政にとって大きな負担である。

本年 5 月の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会による「予防接種制度の見直しについて(第二次提言)」において、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の 3 ワクチンを平成 25 年度から定期予防接種に加えるとともに、その後、水疱瘡、おたふくかぜ、B 型肝炎及び成人用肺炎球菌の 4 ワクチンについても定期予防接種化することが望ましいとされ、また、予防接種の負担のあり方についてもほとんどの市町村が実費を徴収せず公費負担をしていること等踏まえ、市町村等関係者と調整しつつ検討すべきとの提言が示されたところである。

については、不活化ポリオワクチン及び 4 種混合ワクチン(DPT-IPV) はじめ新たなワクチンの定期予防接種化に当たっては、地方と十分な協議を行い、地方の意見等を最大限反映する形で、既に定期予防接種となっているワクチン接種も含め、抜本的な制度の見直しを行うとともに、国の責任において必

要な財政措置を行うよう国に働きかけること。

10 県福祉タクシーシステム事業の充実について（共通）

重度心身障害児(者)及び要介護老人に対して、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、次の事項について、適切な措置を講じること。

(1) 対象範囲の拡大について

本事業の対象範囲は、身体障害者（肢体不自由及び視覚障害）と知的障害者及び要介護老人となっているが、障害者自立支援法では3障害が同じサービスの提供を受けられるようになる中、精神障害者を補助対象とするよう強く求められている。

については、本事業の目的でもある、重度心身障害者等の行動範囲の拡大と社会参加を促すことから、対象者に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3号に規定する1級及び2級の該当者を加えること。

(2) 補助基準額及び交付枚数について

助成額は、中型初乗運賃額の範囲内とされているが、補助基準額590円と実際の初乗り料金とでは差があるため、実情に即した補助基準額に見直すこと。

また、交付枚数を増加すること。

11 動物の保護及び管理に関する事務の明確化等について（共通）

現在、県の事務処理の特例条例に基づき動物の愛護及び管理に関する法律の「動物及び動物の死体の発見の通報の受理」及び「動物及び動物の死体の収容」の事務を処理しているところである。

しかし、県からの移譲事務以外の動物の飼い方指導や猫等動物の苦情処理など動物の保護及び管理に関して、広範囲にわたり市で事務処理を行っているのが実情である。

については、動物の保護及び管理に関する県と市の役割分担の明確化を図るとともに、財政措置の拡充を図ること。

12 水道事業について(共通)

水道事業体の多くが施設の経年劣化により大規模な更新需要期を迎えている。また、大規模地震が予測される中で、水道施設の耐震化は喫緊の課題である。

一方、水需要の減少に伴い給水収益が減収する中で水道事業経営は年々厳しさを増す状況にある。

こうした中、事業体としては、第一に自助努力による自己財源の確保と適切な資産管理に基づく施設の延命化、機能強化による長寿命化により、長期効率的な更新・整備を実施することが求められる。

しかしながら、中小の水道事業体においては、独立採算のもとでこうした財源を全て確保し、健全財政を確立することは極めて困難な状況にある。

また、簡易水道の上水道統合に向けての施設整備費は、多額を要し、事業効率の低い地域では水道使用者に大きな負担となっている状況である。

については、安全、安心な水道水の提供及び公営企業財政の健全化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じること。

- (1) 国庫補助金の採択基準の一つである資本単価（90 円/m³）を緩和するとともに、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 管路更新を進めるに当たり、適切な管路機能評価を行う上で重要な指標となる耐用年数（40 年）を見直すこと。
- (3) 石綿管更新事業に財政措置を講じること。
- (4) 簡易水道の上水道への統合事業については、国庫補助率を引き上げるなど十分な財政措置を講じること。また、統合後の上水道について、健全経営が維持できるよう財政措置を拡充すること。

13 生活保護制度について(共 通)

経済・雇用情勢の悪化等により、生活保護受給者は、大幅に増加し続けており、保護に要する負担の増加が市財政を圧迫している。

また、生活保護制度は、昭和 25 年の制度創設以来、抜本的な改正がなされな
いまま今日に至っており、少子高齢化や家族形態の変化など現在の社会構造に
十分対応できず、生活保護に頼らず年金等で生活しているいわゆるボーダーラ
イン世帯よりも、結果として擁護されるという不均衡が生じていることから、
これら不均衡を無くすべく抜本的見直しが必要である。

こうした中、国は、本年 7 月に国家戦略会議での「生活支援戦略」(中間報告)
を取りまとめ本年中の最終報告に向け審議がされている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 増加し続ける生活保護世帯に対し、就労支援による自立は重要であるこ
とから、稼動可能な者に対しては期間を設け就労活動を義務付ける法によ
る強力な就労支援策を構築すること。
- (2) 市民から信頼される「不正を許さない制度」とするため、保護費を不正
受給した場合には、保護世帯の生活の維持に支障がない範囲において、実
施機関の権限により、保護費から直接徴収ができるようにすること。
- (3) 国民みんなで支える「生活保護制度」であることから、全額国庫負担と
すること。また、生活保護行政にかかる人件費・事務費の地方負担につい
ては、地方交付税措置ではなく国庫負担金とすること。
- (4) 生活保護費のうち、医療扶助費の占める割合が半分以上であり、世帯別
で見ても、医療費が多い高齢世帯が大部分となっているが、後発医療品を
積極的に推進している薬局等に対しての後発医療品調剤体制加算に生活保
護受給者は適用されていない。

については、後発医療品推進のさらなる奨励として、後発医療品調剤体制
加算に生活保護受給者も対象とすること。

14 民生委員・児童委員の定数の増員について(甲府市)

昨今の社会情勢をみると、民生委員が果たすべき役割は格段に増している。

少子高齢化、核家族化などにより社会環境が大きく変化したことに加え、児童・高齢者虐待、自殺、子どもの安全など、対応しなければならない問題が多岐にわたっている。

こうした中、本市においては、各地区の地域事情を勘案し、なるべく均衡となるよう調整を行うなかで定数を決めているが、一部地区担当においては配置基準を超過し、委員個々の負担が増しており、平成 22 年度の改選の際に定数 2 名の増員が図られたが、未だ配置基準を超過している地区が多数ある状況である。

については、本市全体の民生委員・児童委員の定数の増員を図ること。

15 富士吉田市立看護専門学校への財政支援について

(富士吉田市、都留市、大月市、上野原市)

看護師不足が続く中で、本看護専門学校は、開校以来、富士北麓・東部医療圏を中心に県内の看護師不足の解消に貢献しており、看護師確保に欠かせない重要な養成施設である。

現在、本看護専門学校は、財政面で極めて厳しい状況であることから、運営経費の削減や検定料・入学金・授業料の引き上げによる自主財源の確保等に鋭意努めているが、抜本的な対策に至っていない状況である。

富士東部医療圏域の願いは、富士吉田市立看護専門学校が安定して学生を確保し、看護師を継続的にこの地域に供給することである。

については、富士・東部地域の唯一の看護師養成機関を継続して運営し、質の高い看護師を圏域に輩出していくため、看護専門学校運営費補助金の補助金限度額の撤廃又は増額をするとともに、本校の機能強化の一環として、県立大学への編入・大学院への指定校枠を設置すること。

16 富士・東部地域の動物愛護体制について(富士吉田市)

現在、動物愛護指導センターは中央市に設置されており、保護された県内の犬及び猫については最終的に同センターへ搬送されている。富士・東部地域は、富士・東部保健福祉事務所から動物愛護指導センターへ月 2 回搬送されている

ところである。

本市が保護した犬及び猫については、富士・東部保健福祉事務所を通して中央市動物愛護指導センターへ搬送しているのが通例となっているが、飼い主等が見つからない場合、負傷した犬・猫については、同センターへ直接搬送している。

本市から中央市にある動物愛護指導センターまでは片道1時間以上かかり、その間に負傷した犬・猫の容態が悪化する可能性があり、また、職員が事務手続きや搬送業務のために半日以上費やすことになるため、負傷した犬・猫の保護の観点から、また、事務処理の観点からも現在の対応には問題があると考え

る。

については、富士・東部保健福祉事務所において負傷犬・猫の治療をしていただけのような体制（民間獣医への治療委託等）を構築すること。

また、治療した犬・猫について集団搬送（月2回、定期的に行っているもの）すること。

森 林 環 境 部

環境関係

1 地球温暖化防止対策の推進について（共 通）

地球温暖化は、現在の生活と将来の人類の生活に関わる深刻な問題であり、緊急に取り組むべき国際的な課題となっている。

国では、1990年比で、2020年までに国の温室効果ガス排出量を25%削減する目標を掲げ、その目標達成に向けた取り組みを「チャレンジ25」と名付け、政府全体の重点課題として積極的な環境政策を行っているところである。

また、東日本大震災による原発事故によって、これまでの原子力発電を中心としたエネルギー政策は、再生可能エネルギーへと見直しが求められている。

こうした中、県においても、地球温暖化対策条例に基づく地球温暖化対策実行計画及びやまなしグリーンニューディール計画により本県の恵まれた自然環境を活かし、太陽光発電や水力発電等クリーンエネルギーの普及促進等、クリーンエネルギー先進県やまなしの実現に向け鋭意取り組んでいる。

一方、各市においても市民への啓発活動はもとより太陽光発電、小水力発電の導入、住宅用太陽光発電システムの普及等温暖化対策、再生可能エネルギーの普及促進に積極的に取り組んでいるところである。

については、地球温暖化対策の一層の充実強化を図るため、次の事項について、積極的な措置を講じること。

(1) 太陽光発電システムへの財政措置について

公共施設等への太陽光発電システムの導入には、国等の財政支援措置が講じられているが、年々補助率が縮減しており、厳しい財政状況の中で、今後の導入推進が懸念される。

については、県の財政支援措置を創設し、公共施設等への太陽光発電システムの導入を推進すること。

住宅用太陽光発電システムについて、より一層の普及促進を図るため、県の財政支援措置について、利子相当額への補助ではなく発電設備の設置規模に応じた国と同様の補助制度とするなど拡充を図ること。

(2) 新エネ・省エネ機器等への財政措置について

温室効果ガスの削減を進めるには、一般家庭での新エネルギー及び省エネルギーの普及が不可欠であり、CO₂ゼロを目標とする本県において普及促進を図るためには、太陽光発電システムの現行制度だけでなく、県民の導入意欲を掻き立てるような施策が必要である。

については、一般家庭への太陽熱温水器やクリーンエネルギー自動車などの新エネ・省エネ機器等導入への財政措置を講じること。また、国へも働きかけること。

(3) 小水力発電の普及促進について

電気事業法施行規則の改正及び河川法施行令の一部改正により、一定の緩和策が図られているが、依然として許可手続等はかなりの事務量となっている。

また、設置機器が高価で普及が図りにくいのが現状であり、全量買取制度があっても規模が小さいと採算は取れず、今後、自然エネルギーを普及していくためには、財政措置を充実強化する必要がある。

については、小水力発電の普及促進を図るため、農業用水路（せぎ）等に現状のまま（流量を変えず）設置する小水力発電施設については、河川法の許可申請を不要とすること。

また、施設整備に係る財政措置を拡充すること。

(4) 木質バイオマス資源を利用した新エネルギーについて

県の面積の大半を占める森林や果樹地域から発生する木質バイオマス資源の利活用は、自然エネルギーの普及を図る有効手段である。

しかしながら、木質バイオマス資源をエネルギーに変換する設備は、大変高価で、原料を廃棄物扱いすると運搬コストも嵩み、エネルギーとして利用しても採算が取れないのが実情である。

については、木質バイオマス資源を原料とする新エネルギーの普及拡大を図るため、施設整備にかかる財政措置を継続、拡大するとともに、木質バイオマス資源の運搬は、廃棄物として取扱わないなど、国へ規制緩和を働きかけること。

また、「地球温暖化対策実行計画」に基づく施策の実施について財政措置

を講じること。

(5) 軽油混合 BDF（バイオディーゼル燃料）の非課税措置について

CO2 削減対策とごみの減量化事業の一つとして、一般家庭から廃食油を収集し、バイオディーゼル燃料を製造し、スクールバスの燃料として使用している。

この燃料は、低温で固まりやすい性状を有するため、低温流動性向上剤を用いても外気温が氷点下になるような条件下では、エンジントラブルを引き起こすことから、寒冷地域の冬季には、使用を控えるか又はバイオディーゼル燃料に軽油を混合する必要がある。

しかし、軽油を混合する場合は、軽油引取税が課税されるため、製造コストが嵩むことから、製造を控えている状況である。

については、販売目的でなく、自己消費するバイオディーゼル燃料に限っては、軽油を混合しても非課税とするよう国に働きかけること。

2 容器包装リサイクルについて(共通)

容器包装リサイクル法の一部を改正する法律が施行し、排出抑制推進員の委嘱、質の高い分別収集を行う自治体への資金の拠出システムの創設、事業者への罰則強化等がなされたところであるが、拡大生産者責任については、必ずしも評価できるものとなっていない。

また、事業者の役割である「拡大生産者責任」が明確でないため、多種多様なワンウェイ容器等が製造されており、発生の抑制に全く繋がっていない状況がある。

こうした中、各市は、収集運搬、選別梱包及び保管が義務付けられ、これらの経費の負担、また、再商品化義務を免除される小規模事業者等に起因する再商品化費用についても負担しており、年々増大している。また、費用全体からすると市町村の負担割合が高くなっている。

については、次の事項について、国に働きかけること。

- (1) 分別基準適合物の再商品化における自治体負担分を全て事業者負担とし、加えて収集運搬費、中間処理費についても事業者に一定の負担を課すなど、拡大生産者責任を強化、徹底すること。

- (2) 容器包装を製造する事業者に対し、分別及びリサイクルが容易な製品を開発することの義務付けや、消費者の分別排出に係るインセンティブ導入の義務化など、生産者から消費、廃棄の過程において、より潤滑に資源が循環するシステムを構築すること。
- (3) ワンウェイ容器からリターナブル可能な同一規格による容器への移行を促進するとともに、デポジット制導入など事業者の自主回収を拡大するよう国に働きかけること。

3 家電リサイクルについて(共通)

家電リサイクル制度は、平成13年4月の導入以来、10年余りが経過し、一定の成果を上げてきているものの、当初から懸念されていた不法投棄は、依然として後を絶たず、その処理に係る市町村負担も増加しているのが現状である。

また、地上デジタル放送への完全移行により、アナログテレビの不法投棄が増加し、市の負担も増大している。

については、次の事項について、国に働きかけること。

- (1) 5年後の見直しを限定することなく再商品化費用については前払い制とすること。
- (2) 不法投棄が生じた場合の費用については、事業者負担とすること。
また、自治体が撤去した家電対象品目へのリサイクル料金助成制度を創設すること。

4 廃棄物処理対策について(共通)

円滑な廃棄物処理を図るため、次の事項について国への働きかけ等適切な措置を講じること。

(1) 廃棄物処理施設について

循環型社会形成推進交付金については、ごみ処理施設等の基幹的施設の更新等に対して十分な財政措置を講じるとともに、既存施設の解体撤去工事費において、跡地利用が未定の場合や廃棄物処理施設以外に利用される場合及

び事業主体が代わった場合についても、施設解体時に実施するダイオキシン類濃度測定費用も含めて交付対象とすること。

(2) 不法投棄対策への財政支援について

県内各地域廃対協では、監視員を設置し、不法投棄の発見通報、監視のみを行っており、市では独自で、その後の撤去等の業務のためパトロール員を設置し対応しており、財政的負担は重くなっている。

また、これらに関連し廃品回収業者による、詐欺行為や不法投棄が増加すると思われることから、引き続き、警察による指導が必要である。

については、市独自で、撤去等の業務ため設置しているパトロール員の経費について、不法投棄未然防止事業費補助金の補助対象とするとともに不法投棄対策への国の財政措置を講じること。

また、廃品回収業者による詐欺行為や不法投棄等の対策とし、車輛の登録制及び車輛への許可番号表示の義務付け及び罰則の強化など法的措置を講じるとともに、警察による指導強化を実施すること。

5 浄化槽等の普及促進について(共通)

生活排水処理の計画的な整備を促進するための汚水処理整備区域の見直しに伴い、浄化槽での処理区域が年々増加する傾向にある。

については、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の国及び県の補助率を引き上げ、市及び設置者の設置費用負担軽減を図ること。

6 笛吹市境川町寺尾地区における地域環境整備事業及び一般廃棄物中間処理施設建設事業について

(甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市)

県最終処分場応募地である境川町寺尾地区における地域環境整備事業については、県が主体となって事業推進してきた境川処分場建設事業の一環であり、計画が見直されたものの、県の主導により県内全市町村が参加することとなった経緯等を踏まえ、今後においても事業が円滑に進捗するよう県による人的及び財政的支援を行うこと。

また、一般廃棄物中間処理施設建設事業について、技術支援・情報提供・国庫

補助金等の財源確保等、必要な支援を継続するとともに、県における新たな財源支援措置の創設と産業廃棄物の受け入れ計画の凍結（境川処分場）により平成 29 年 4 月からのごみ中間処理施設の稼動スケジュールを絶対に変更しないこと。

林政関係

7 南アルプスの世界自然遺産登録等について(共 通)

〔要望部局 森林環境部・教育委員会〕

南アルプスの世界自然遺産登録の実現及び希少種の保護を図るため、次の事項について必要な措置を講じること。

(1) 南アルプスの世界遺産登録について

平成 19 年 2 月から、南アルプス国立公園を抱えている山梨県、長野県、静岡県 の 10 市町村が南アルプスの世界自然遺産登録に向けて活動を展開している。

本年度から世界自然遺産登録基準の一つである生物多様性の評価を高めるとともに、世界自然遺産登録のステップアップとして、ユネスコ・エコパーク登録検討委員会を設立し、その登録に向けて本格的に活動している。また、地形・地質の遺産でもある日本ジオパーク登録に向けた調査も併せて進めており、南アルプスの世界自然遺産登録に向けて様々な活動を行っているところである。

一方、3 県による推進協議会と平行し各県毎の独自の取り組みも行っており、本県でも韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町で構成する山梨県連絡協議会において、シンポジウムを開催するなど県民への PR 活動を行っているところである。

については、富士山の世界文化遺産登録推進と同様に南アルプスの世界自然遺産登録に向けて県の支援と関係省庁への働きかけを継続して行うこと。

(2) 希少種の保護と自然環境監視体制の充実について

本年 6 月、南アルプス山系においてミヤマハタザオが違法に採取され摘発されたが、クモマツマキチョウやミヤマシロチョウ、クモマベニヒカゲ等希少なチョウ類が愛好家らによって一度に大量に採集されていることから、現

状のままでは人為的な影響で絶滅してしまう危険性が高い状況である。

県では、希少高山蝶に限らず地域固有の種を保護するため、希少野生動植物種の保護に関する条例によりその保護に努めているが、指定及び特定野生動植物の種指定の見直しを行うとともに、県自然監視員の監視強化を図るなど、希少種の保護の充実強化を図る必要がある。

については、長野県同様、希少高山蝶を県天然記念物に指定するなど文化的な価値によって保護をするか、又は山梨県RDB（レッドデータブック）の見直しと調査を行い、県希少野生動植物の保護に関する条例などで指定種の追加するか等をして地域固有の種の保護を図ること。

また、絶滅の恐れのある種も多数生育しているので、種ごとのモニタリングや生息分布調査を行い、その動向について学術的にも保有すること。

特に、南アルプス国立公園、県立南アルプス巨摩自然公園内では希少種が多いことから、県自然監視員を増員し巡視業務の強化を図るとともに、山岳団体等関係機関とのネットワーク化により違法採取者の撲滅を図ること。

8 有害鳥獣の駆除・防除対策について（共通）

〔要望部局 森林環境部・農政部〕

近年、野生鳥獣の住む生態系の破壊などにより、野生鳥獣による農林作物の被害が全国的に激増している。

特に、過疎化、高齢化の進展等による耕作放棄地の増加やコミュニティの崩壊等に伴い中山間地域を中心に、ニホンザルやニホンジカ、イノシシ等による農林作物の被害が増加しており、農作物の被害をはじめ、森林の剥皮、下層植生の消失、土壌流出など森林の生態系も破壊するなど、深刻な問題となっている。

特に、ニホンジカによる食害が拡大し、森林の裸地化が急激に進行するとともに、環境省の絶滅危惧類に分類されている貴重な植物も食害の被害に遭うなど深刻な事態となっている。

こうした中、各市においては、地元猟友会と協定を結びカラス、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ等の有害捕獲、管理捕獲を行うとともに、農地等への防護柵・電気柵の設置等による農作物の被害防止等各種対策に鋭意取り組んでいるところである。

しかしながら、年々被害が増加する中で、有害鳥獣の駆除・防除対策への財

源確保に苦慮している状況である。

また、地元猟友会も高齢化により会員が減少しており、若い世代の新規加入には、狩猟者登録経費の負担が大きいため、大きな障壁となっている。

猟友会は、有害鳥獣捕獲という施策を実施できる唯一の団体であり、その構成員の確保は、大きな課題である。

については、鳥獣の駆除及び防除対策の充実強化を図るため、次の事項について万全の措置を講じること。

(1) 猟友会の捕獲保護に対する県の財政措置を拡充すること。また、猟友会による駆除・防除に対して県の財政措置を行うこと。

(2) 年々捕獲頭数が増加する中で、猟友会の限られた人員では捕獲が追い付かない状況であることから、若手の人材確保や効率的な捕獲、組織経営を行うため、猟友会を中心に非営利特定法人化するなど、社会的な組織の運営と体制を検討すること。

(3) 鳥獣駆除を行う者を対象に狩猟免許の新規取得費用、更新費用及び銃所持手数料への助成制度を創設すること。

また、鳥獣被害防止特措法の改正により、鳥獣被害対策実施隊員等には、銃刀法の技能講習の免除規定が追加されたが、有害鳥獣駆除に従事し実績のある免許取得者が減少しないような技能講習の運用を図ること。

(4) 特定鳥獣保護管理計画の捕獲枠を見直すとともに計画に基づく管理捕獲への国の財政措置を働きかけること。

(5) 有害鳥獣被害防止総合対策事業の推進を図るため、県の財政支援措置を講じること。

(6) 防止施設（電柵等）の設置について、農家の高齢化等により設置のための負担が重荷になっている。

については、有害鳥獣の捕獲が追い付かない現状において、防止施設（電柵等）の設置を促進するため、県単独補助事業の補助割合を引き上げること。

(7) 県では、県営八ヶ岳牧場周辺における効率的な捕獲方法について、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて実証実験を実施しているところある。

については、現行の管理捕獲ほか、実験結果による効率的な捕獲手法を早急に検討し、捕獲方法の確立を行うこと。

(8) 有害鳥獣は、行政区域を越え広範囲に行動することから国・県単位での調査・対策を行うこと。また、近隣県との共同捕獲が実施できるよう県が主導的な役割を果たすこと。

(9) 有害鳥獣個体の処分は、猟友会により埋設処分しているが衛生上の問題等踏まえ、焼却処分施設又は埋設処分地の設置を検討すること。また、ジビエ料理やペットフードなど捕獲個体の再利用を一層検討すること。

9 松くい虫被害防除対策について（共通）

松林は、古くから日本人の生活・文化に深く結びつき、市民の生活に潤いと安らぎを与え、更に、歴史的風土の風致景観を維持するとともに、飛砂防止、防風林等として国土・生活環境の保全、地球温暖化防止等多面的に重要な役割を果たしている。

松くい虫の被害対策については、森林病虫害防除法等に基づく各種対策等により一定の成果を挙げているものの依然として憂慮すべき事態となっている。

また、地球温暖化の影響により被害木の標高も年々高くなっている。

こうした中、森林整備加速化・林業再生事業については、平成 26 年度まで延長されることとなったものの、里山再生対策は平成 23 年度をもって終了となり、衛生伐の森林病虫害防除は補助対象外となるなど、補助金が大きく減額され、松くい虫被害対策に多大な影響を及ぼしている。

については、松くい虫の被害を防止し松林保全を図るため、新たな制度・事業を創設するなど、財政措置の拡充を図ること。

10 森林整備の推進について(共通)

国産材価格の低迷や生活様式・農業形態の変化などに伴い、民有林の多くは森林所有者による手入れが行き届かず、荒廃が進み、森林の持つ多様な公益的機能の低下が懸念されている。

このため、県では、平成24年4月から森林及び環境の保全を目的とした新税「森林環境税」を導入し、森林所有者の経費負担のない間伐等を実施する事業の財源とするなど、県民全体で健全な森づくりに取り組んでいる。

しかし、急峻な山林を抱える市町村では、森林環境税で取り組む事業の採択基準に見合った森林は乏しく、必ずしも有効な事業となっていない。

については、森林環境税を財源とする事業については、市町村や森林組合等の関係機関の意見を踏まえ、平均胸高18cm以上の切捨て間伐を可能にするなど、採択基準の見直しやメニューの追加を実態に即して行うこと。

また、森林環境税を財源として、森林整備に係る県内市町村の単独事業への補助制度を創設すること。

更に、森林整備に係る国庫補助事業の採択基準の緩和について、積極的に国に働きかけること。

11 治山対策について(共通)

山地災害から市民の安全で安心な暮らしを守るための治山事業について、集中豪雨等に伴う山腹崩壊による土砂流出などを抑制できるよう、早急に整備すべき箇所が多く点在する。

山地災害から市民の安全で安心な暮らしを守るための治山事業について、集中豪雨等による山腹崩壊による土砂流出など、早急に整備する箇所が多く点在する。

しかし、厳しい市財政状況の中で、国補対象外の小規模な治山事業の財源確保に苦慮している状況である。

については、小規模な治山事業に対する県の財政支援措置を創設すること。

12 西沢溪谷の遊歩道整備について(山梨市)

西沢溪谷入口のゲートから乾徳山方面へ通じる林道は、現在開設を行っており、平成27年度には開通が見込まれている。

本林道は、クリスタルラインの一部であり、開設後は、一般車両と登山者が混在し大変危険な状況が予想されるため、登山客の安全を確保するため、林道への歩道設置または新ルート of 開設が必要である。

については、林道開設により車と登山者が混在する区間への新ルート設置または、現道の整備などによる歩道設置など、登山者の安全確保と混雑を回避する対策を講じること。

13 湯ノ沢峠周辺の木道観察路整備について(甲州市)

国内でも有数の希少植物が生息する草原である同地域を県内の貴重な観光資源として有効に活用するため、木道等の観察回遊路を設置し、訪れた人々が草原を荒らさずに希少植物を観察できるよう整備すること。

観 光 部

1 山岳トイレ等について(共 通)

健康志向ブームに伴い登山人口が増加しているが、登山ルートの特定点の避難小屋やトイレの整備は不十分であり、老朽化した施設も多い。

また、トイレのない山域では、糞尿汚物による環境汚染が発生しており、環境配慮型トイレの整備が求められている。

県内の美しい自然や素晴らしい眺望のような観光資源を最大限に活かすには、トイレに限らず、利用しやすい施設整備がされているといったところにまで、おもてなしの心が行き届いている必要がある。

また、そうして整備された施設については、大きな負担なく維持していくとともに、観光PRに活用していく必要がある。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 山岳トイレや避難小屋等の整備・更新・維持、修繕等への財政措置を拡充すること。
- (2) 山岳トイレの維持（清掃）等にボランティアを積極的に活用すること。
- (3) 山岳トイレ等の施設位置を積極的に情報提供すること。
- (4) 山岳トイレ等への地域情報を掲載したパンフレット等を設置すること。

農 政 部

1 戸別所得補償制度について(共 通)

我が国の農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減など、危機的な状況から脱却するため、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生、食料自給率の向上を図ることを目的に、戸別所得補償制度が創設された。

現在、農業者戸別所得補償金額算出の基礎となる標準的な生産に要する費用は、全国一律になっている。しかし、平坦地と山間地では生産に要する費用は違っており、生産規模についてもその違いは明らかである。

全国一律の費用の設定では格差が生じ、中小農家を廃業に追い込む恐れがあることから地域実態を踏まえた制度の見直しが必要である。

また、県の主要作物である果樹についても、農業従事者の減少、高齢化、所得の激減など危機的な状況は同様であるにも関わらず、実質的に補償対象外となっている。

については、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

(1) 全国一律単価ではなく、中山間地加算など地域の実情に配慮した制度に見直すこと。

(2) 果樹農家の経営安定のため、果樹を対象品目とすること。

2 有害鳥獣の駆除・防除対策について(共 通)

〔要望部局 森林環境部・農政部〕(再掲)

近年、野生鳥獣の住む生態系の破壊などにより、野生鳥獣による農林作物の被害が全国的に激増している。

特に、過疎化、高齢化の進展等による耕作放棄地の増加やコミュニティの崩壊等に伴い中山間地域を中心に、ニホンザルやニホンジカ、イノシシ等による農林作物の被害が増加しており、農作物の被害をはじめ、森林の剥皮、下層植

生の消失、土壌流出など森林の生態系も破壊するなど、深刻な問題となっている。

特に、ニホンジカによる食害が拡大し、森林の裸地化が急激に進行するとともに、環境省の絶滅危惧類に分類されている貴重な植物も食害の被害に遭うなど深刻な事態となっている。

こうした中、各市においては、地元猟友会と協定を結びカラス、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ等の有害捕獲、管理捕獲を行うとともに、農地等への防護柵・電気柵の設置等による農作物の被害防止等各種対策に鋭意取り組んでいるところである。

しかしながら、年々被害が増加する中で、有害鳥獣の駆除・防除対策への財源確保に苦慮している状況である。

また、地元猟友会も高齢化により会員が減少しており、若い世代の新規加入には、狩猟者登録経費の負担が大きいため、大きな障壁となっている。

猟友会は、有害鳥獣捕獲という施策を実施できる唯一の団体であり、その構成員の確保は、大きな課題である。

については、鳥獣の駆除及び防除対策の充実強化を図るため、次の事項について万全の措置を講じること。

(1) 猟友会の捕獲保護に対する県の財政措置を拡充すること。また、猟友会による駆除・防除に対して県の財政措置を行うこと。

(2) 年々捕獲頭数が増加する中で、猟友会の限られた人員では捕獲が追い付かない状況であることから、若手の人材確保や効率的な捕獲、組織経営を行うため、猟友会を中心に非営利特定法人化するなど、社会的な組織の運営と体制を検討すること。

(3) 鳥獣駆除を行う者を対象に狩猟免許の新規取得費用、更新費用及び銃所持手数料への助成制度を創設すること。

また、鳥獣被害防止特措法の改正により、鳥獣被害対策実施隊員等には、銃刀法の技能講習の免除規定が追加されたが、有害鳥獣駆除に従事し実績のある免許取得者が減少しないような技能講習の運用を図ること。

(4) 特定鳥獣保護管理計画の捕獲枠を見直すとともに計画に基づく管理捕獲へ

の国の財政措置を働きかけること。

(5) 有害鳥獣被害防止総合対策事業の推進を図るため、県の財政支援措置を講じること。

(6) 防止施設（電柵等）の設置について、農家の高齢化等により設置のための負担が重荷になっている。

については、有害鳥獣の捕獲が追い付かない現状において、防止施設（電柵等）の設置を促進するため、県単独補助事業の補助割合を引き上げること。

(7) 県では、県営八ヶ岳牧場周辺における効率的な捕獲方法について、平成23年度から平成24年度にかけて実証実験を実施しているところある。

については、現行の管理捕獲ほか、実験結果による効率的な捕獲手法を早急に検討し、捕獲方法の確立を行うこと。

(8) 有害鳥獣は、行政区域を越え広範囲に行動することから国・県単位での調査・対策を行うこと。また、近隣県との共同捕獲が実施できるよう県が主導的な役割を果たすこと。

(9) 有害鳥獣個体の処分は、猟友会により埋設処分しているが衛生上の問題等踏まえ、焼却処分施設又は埋設処分地の設置を検討すること。また、ジビエ料理やペットフードなど捕獲個体の再利用を一層検討すること。

3 甲府市地方卸売市場施設整備及び市場活性化に係る財政支援について

(甲府市)

本市場は、県知事の許可を受けた公設地方卸売市場であり、山梨県下一円を供給圏とする生鮮食料品等の流通拠点として、重要な役割を担っているところである。

本市場においては、地方卸売市場への転換を契機に、老朽化した市場施設について、平成24年度から耐震補強や低温売場等の設置工事を実施するとともに、平成25年度以降においても大規模修繕、機能強化を目的とした施設整備を進めるところである。

国においては、第9次中央卸売市場整備計画において、本市場の地方卸売市

場転換が明記されており、地方卸売市場転換後に行う施設整備については、中央卸売市場に準じる形で国庫交付金の助成対象となっているが、事業の推進には多額の費用を要する見込みであり、市場運営の面において大変厳しい状況となる。

また、市場開放や市場でのイベントなど市場の活性化については、開設者及び市場関係業者が一丸となり事業内容を検討しており、地方卸売市場として、今後も県の指導・監督の下で市場運営を行っていくことから、これまで以上に県と密接な連携を図り事業を推進していくことが不可欠である。

については、県民への安全で安心な生鮮食料品の安定供給を図るという本市場の役割をこれまで以上に果たしていくため、施設整備及び市場活性化に対し、引き続き、国からの交付金の確保に努めるとともに、県の財政支援措置を創設すること。

4 県営農業農村整備事業に係る事業内容等の再検討について(南アルプス市)

県単事業は、国庫補助事業等連携し、市町村が行うきめ細かな事業に対し支援されており、農道や水路等農村の生活環境整備を推進するうえで重要な役割を担っている。

こうした中、本市では、農道及び水路の整備に対して多くの要望が寄せられる中、鋭意、取り組んでいるが、県単事業として実施する場合の採択要件には耕作放棄地解消などの要件があるため、県単事業として採択されないのが実情である。

については、農道及び水路の整備が展開できるよう県単事業の採択要件から耕作放棄地解消を外すとともに、県の財政措置を拡充すること。

5 白井排水の早期改修について(中央市)

白井排水は、昭和30年代に釜無川の浸透水による湿地解消を図る目的で土地改良事業により新設された排水路であるが、50年以上が経過する中で、老朽化が進み護岸の崩落危険箇所が多く見られる。

については、災害を未然防止し、住民の生命・財産と農業基盤及び環境保全と快適な水辺空間の創出を図るため、県営事業として早期に改修すること。

県土整備部

1 下水道の整備促進について（共通）

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の本県での普及率は、平成 23 年度末で 61.8% と前年度より 0.7%伸びているものの、全国平均の 75.8%に比べ未だ下回っており、今後一層整備の促進を図る必要がある。

しかし、厳しい財政状況の中で自主財源の制約もあり事業の計画的な推進が図られないのが実情であり、加えて、これまでの地方債の長期にわたる償還など、将来にわたり市財政を逼迫させている。

また、長期に亘って下水道の整備を進めてきたが、施設の老朽化による改築更新の時期を迎えており、今後は維持管理費の増加が懸念される。

更に、合併市町村では、合併後 10 年間、補助対象となる排水基準等を、合併前の市町村単位の基準が適用できる特例措置を受けているが、特例措置が受けられなくなる合併後 10 年からは、合併後の市単位とする高い補助対象の基準が適用され、補助事業が大幅な減額となり、下水道事業の進捗に著しい影響を与えるものと懸念される。

については、下水道の整備を効率的・効果的に実施するため、各種補助制度の創出、採択基準の緩和、国庫補助金の補助率の引き上げ及び対象範囲の拡大を図るとともに、予算額を確保するよう国に働きかけること。

また、合併市町村の特例措置を延長するとともに、汚水処理交付金事業のメニューとして社会資本総合交付金事業のメニューと同様に効果促進事業を新規に取り入れ、単独費による整備の負担軽減を図ること。

2 リニア中央新幹線の早期実現等について（共通）

〔要望部局 リニア交通局・県土整備部〕（再掲）

東京、名古屋、大阪の三大都市圏を1時間で結ぶリニア中央新幹線は、交流と産業経済を一層促進するなど、大きな波及効果が期待されている。また、災害対策や東海道新幹線がフル稼働の状況にあることなど、国家的見地からもその実現は緊急を要するものである。

また、本県にとっても、観光産業の振興をはじめ様々な経済効果が期待され、暮ら

しやすさ日本一の県土形成に大きく寄与するものである。

こうした中、昨年、リニア中央新幹線の整備計画路線へ格上げされるとともに、営業・建設主体の JR 東海が、東京都・名古屋市間の概略ルートや駅位置を公表し、駅として必要な施設の建設負担を表明するなど、着実にリニア中央新幹線の実現に向け前進しているところである。

については、リニア中央新幹線の早期実現に向け、次の事項について、必要な措置を講じること。

- (1) 山梨リニア実験線全線完成後は、実用化確認試験を着実に実施すること。
- (2) リニア新駅と県内主要拠点とのアクセス整備と駅周辺のまちづくりについて、地域の意向を十分反映させるとともに、長期的な視点に立ちリニア新幹線の効果が全県下に及ぶよう配慮すること。
また、県は、今後の整備計画の円滑な推進に向け、国、JR 東海等関係機関と市町村との連絡調整を一層強化すること。
- (3) リニア新駅と身延線最寄駅との良好なアクセス環境の整備について検討すること。
- (4) 沿線住民の不安解消に向け、規定のルールにとらわれず情報公開等の説明責任をきめ細かく果たすよう、国及び JR 東海等に働きかけること。
- (5) リニア見学センターの再整備にあたっては、整備後の周辺住民への生活環境の保持及び安全面の確保を図るとともに地域の観光資源の核としてその魅力が地域に十分に享受されるよう、周辺整備(中央自動車道側道の県道昇格、井倉地内の国道 139 号都留バイパスから分岐する県道バイパスと現国道 139 号線が交差する古川渡交差点から中央自動車道側道までの新たな道路整備及び大月インターチェンジ付近からリニア見学センターのある都留市小形山地域への円滑なアクセスを目的とした道路新設)を行うこと。

3 道路財源の確保について(共通)

道路は、人々の暮らしを支える最も身近な社会基盤として、生活の利便性・安全性・快適性向上のための多様な役割を担っている。

本県においては、人や物の移動の殆どを自動車交通に頼っている状況にもかかわらず、道路整備が依然として立ち後れており、その整備を望む住民の声は非常に強く、真に生活の豊かさやゆとりを実現し、活力と個性にあふれた地域づくりを進めるため、道路整備は重要かつ喫緊の課題となっている。

また、防災対策の観点からも、日常から既設道路の維持・修繕など、適切な管理の重要性が指摘されているところであり、万が一、被災した場合には、住民の救援や施設の復旧に道路は不可欠な生命線である。

こうした中、道路整備に係る財政措置としては、臨時地方道整備事業債（交付税算入30%：事業費補正）が廃止され、地方道路等整備事業債（交付税算入：単位費用）が創設されたが、単位費用は年々減少していることから、道路整備等に係る地方負担が増加している状況である。

については、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方の意見を踏まえ、真に必要としている道路整備を遅らせることがないように、従来の臨時地方道整備事業債相当の財政措置を講じるなど、道路整備(維持・修繕費を含む)のための財源を確保すること。

4 中央自動車道の拡幅について(共通)

中央自動車道は、昭和57年の全線開通以来、我が国の三大都市圏を結ぶ大動脈として、山梨県の産業・経済・文化・観光等の向上に大きく寄与してきたところである。

しかし、近年の自動車輸送を主体とする物流体系、さらには、観光、スポーツ、レジャー、文化活動等の活発化や広域化、国際化により、交通需要は増加しており、交通渋滞が大きな社会問題となってきた。

大月JCTから上野原IC間の拡幅整備は完了したが、上野原以東、特に小仏トンネルを先頭とした渋滞が解消されておらず、その対策は急務である。また、他の箇所についても機能増進のための改良等の促進が必要である。

また、昨年3月に発生した東日本大震災により、高速道路の「命の道」とし

での役割が改めて認識され、その早期の整備・改良等が極めて重要となっている。

については、上野原 IC から首都圏中央連絡自動車道と接続する八王子 JCT 間の渋滞解消を図るため、拡幅整備（計画を策定）すること等について、国をはじめとした関係機関に働きかけること。

5 中部横断自動車道の整備促進について（共通）

高速道路等は、広域物流や地域間の交流・連携に大きな役割を果たし、地域の活性化を図るうえで極めて重要な社会経済基盤であり、ネットワークを形成してこそ本来の機能を発揮できるものであるが、未だ欠落区間があり、十分機能していない状況である。

更に、災害時の緊急輸送路・避難道路として必要であるとともに、高次医療機関へのアクセスなど救急活動の円滑化にとっても不可欠である。

中部横断自動車道については、これまで脆弱であった県内南北交通軸の高速化を図るとともに日本列島の中央部において太平洋側と日本海側を結び、また、北関東3県及び甲信越3県を結ぶ「関東大環状連携軸」を支える交通基盤の一部を形成することにより、これらの地域の産業・文化・学術等の発展に大きく寄与する重要な路線であり、国が責任をもって着実に整備を進めていくことが必要である。

については、中部横断自動車道の整備促進に向けて次の事項について積極的な措置を講じること。

- (1) 事業中区間(増穂 IC から吉原 JCT)の平成 29 年度までの早期完成
- (2) 基本計画区間(北杜市から佐久穂町)の整備計画区間への格上げ
- (3) 観光・産業活動の広域化等に寄与する地域活性化インターチェンジを追加すること。

6 地域高規格道路の整備促進について（共通）

高規格幹線道路に準ずる規格で整備する地域高規格道路の整備は、地域発展の核となる都市（圏）の育成や広域交流拠点との連携等、地域の自立的な発展を図るためには、必要不可欠である。

このため、本県においては、甲府都市圏における交通の円滑化、甲府市と周辺拠点との連携強化を図るための「新山梨環状道路」及び埼玉県と甲府市とを連絡するとともに、新山梨環状道路を介して広く北関東地方と東海地方を結ぶ新たなネットワークを形成するための「西関東連絡道路」の整備が進められている。

また、平成10年に、甲府圏域と富士北麓を短時間で結ぶ「甲府富士北麓連絡道路」が地域高規格道路の候補路線に指定された。

については、広域的な交流を促進し、沿線地域はもとより県全体の産業・経済・生活文化に多大な恩恵をもたらすことが期待される各地域高規格道路の整備促進に向け、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 新山梨環状道路の早期実現

- ・ 直轄事業による北部区間全線の早期事業着手
- ・ 東部区間の早期事業着手
- ・ アクセス道路の整備促進
- ・ 笛吹市通過予定区間周辺住民の水害、地域分断、農作物への被害、大気汚染、騒音・振動等の不安への配慮(地域の実情に応じた道路構造や安全性)

また、環境影響評価法の手続き、洪水ハザードマップの考慮等は、検討されているが、詳細設計時には、住民から安全性が得られる計画となるよう住民の意見を尊重すること。

- ・ 甲府盆地周辺に河川の氾濫による洪水被害が発生したとき、新山梨環状道路の高架部分を洪水時緊急避難場所として周辺市民等が自主的に避難できる環境や体制を確保すること。

(2) 西関東連絡道路の早期実現

- ・ 調査区間の整備区間への格上げ
- ・ 事業中区間(万力ICから岩手IC)の平成27年度までの早期完成

- ・ 岩手 I.C. 以北の早期計画策定

(3) 甲府富士北麓連絡道路の早期実現

- ・ 計画路線への早期格上げとその後の新山梨環状道路への接続の実現

7 国道・地方道の整備促進等について

(富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市、中央市)
健全でゆとりある日常生活を支える基盤施設である道路について、渋滞対策、物流の効率化、災害対策及び利便性の向上等に対応し、地域の生活交通の円滑化を促進するため、次の路線の整備促進を図ること。

富士吉田市

(1) 中央自動車道富士吉田線のスマート IC へのアクセス道路について

現在、(仮称) 富士吉田北スマート IC については、平成 23 年 4 月から事業化され、着実に事業が進んでいるところであるが、スマート IC の連結道路は、県道富士吉田西桂線である。県道富士吉田西桂線は、スマート IC との連結のみならず、富士北麓と東部地域を結ぶ重要な広域幹線道路でもある。

については、県道富士吉田西桂線上暮地バイパスについては、スマート IC の供用時期と整合を図る中での整備(完成)すること。

また、幹線道路ネットワークの確立のため、県道富士吉田西桂線上暮地バイパスの富士見通り線方面へ延伸すること。

(2) 国道 138 号の 4 車線化の整備について

今般、先行整備区間である上宿交差点から富士見公園前交差点まで、事業化されたところであるが、本路線の渋滞緩和や歩行者への安全確保、また、富士山火山災害や東海地震など、大規模災害時の避難・輸送道路の重要な役割を担う等、これらの地域課題の解決を図るため、早期に完成すること。

(3) 国道 139 号金鳥居北電線類地中化事業について

平成 22 年 11 月には市街地を横断する中央通り線が供用開始され、これに続き市道新倉南線と吉田河口湖バイパス(新倉トンネル)が完成すれば、御坂路から河口地区を経由し、市の中心部へのアクセスが完成することとなり、中央通り線と国道 139 号が交差する中曽根地区は上吉田地域の北の玄関口に

なり、重要な交通の拠点となる。

この地区は古くから富士山信仰で栄え、北口本宮富士浅間神社の門前町として発展してきた歴史的背景があり、既に電線類の一部地中化がされた金鳥居南側と一体的な整備が進むことにより、地域の歴史の再認識、活気あるまちづくりの推進、富士山の眺望が開ける富士山観光の拠点となる。また、幹線道路（中央通り線）の整備に伴い、多くの人や車両の流入が見込まれており、現状の歩道や車道では幅員等が狭隘であり、歩道の整備や、車道の拡幅による交通安全対策が急務である。

については、国道 139 号金鳥居北から中央通り交差点までの区間約 300m について、電線類地中化事業並びに国道 139 号の拡幅整備を行うこと。

都留市

(4) 県道都留道志線の改良について

八幡橋付近は、幅員が狭く線形も悪いことに加え歩道がないことから円滑な通行と歩行者・自転車の安全性が確保されていないため、橋の架け替えを含めた道路改良を行うとともに、住吉橋交差点から熊井戸入口までの区間は、児童・生徒の通学路になっているが、幅員が狭いことから大変危険性が高くなっているため、歩道設置を含めた道路の拡幅を行うこと。

(5) 県道戸沢谷村線の改良について

本年、国道バイパスが禾生まで延伸されたことにより、一層交通量が増加しているところである。

については、一部拡幅改良が行われたものの、人家の連なる箇所での未整備区域が多く、歩行者の通行は非常に危険な状況となっていることから、都留教習所から中野橋までの間の歩道設置を含めた早急な拡幅改良を行うこと。

(6) 県道四日市場上野原線の改良について

国道都留バイパス交差点付近から与縄橋までの区間及び旭小学校から曾雌地内落合橋付近までが特に狭隘で歩道も整備されていない。

については、確実な通学児童・園児の安全と沿線住民の安心を確保するため、歩道を含む拡幅改良を早急に行うこと。

(7) 県道大野夏狩線の改良について

採石場やレジャー施設へ向かう大型車の通行が多く円滑な通行が出来ない状況である。

については、一部拡幅改良が進んでいるが、国道 139 号線交差点から宮下橋までの改良については事業化にいたっていないため、特にこの区間の歩道設置を含めた拡幅改良を行うこと。

大月市

(8) JR 各駅の周辺整備について

13 市の中でも人口の減少率が高いのは、大月市、上野原市であり、どちらも、東京圏に近い立地であるが、人口増加に結びつかず、流出を促進している現状にある。

東部地域の住民は、東京圏への通勤者が多く、朝晩の JR 各駅は家族の送迎車などで大変混雑しているうえ、国道等から駅につながる道路のアクセスが悪く、混雑に拍車をかけている状況となっている。

については、県東部地域の人口減少に歯止めをかけるためにも、通勤客の利便性確保は重要であることから、各駅へ通じるアクセス道路（県道笹子停車場線、初狩駅停車場線、猿橋駅停車場線）などの整備、パークアンドライドを効率的に進めるための駐車場や待合いスペースの確保など駅利用者（通勤市民）の快適性の向上につながる整備の実施及び事業費の財政措置を講じること。

(9) 国道 20 号バイパスの早期完成について

現在、本市では、国・県の支援による地域医療再生計画交付金事業等により、平成 25 年度中の完成を目指して、東部地域の救急中核病院として市立中央病院の整備事業に着手しているところである。

本市は、平坦な土地が少なく桂川(相模川)や JR 中央線及び中央高速道路や国道 20 号が市内を横断し、これらに架かる橋りょうの耐震化整備については多額の費用が見込まれるため県・国に支援を要請しているが、国道 20 号バイパスは、第 1 期工事が完成後、予算確保ができず事業が停滞しており、国道バイパスと国道 139 号の大月 2 丁目交差点付近は、朝夕の通勤時には都留市、大月方面との両側からの渋滞が続いている状況である。

については、桂川(相模川)に掛かる国道 20 号大月橋は、道幅が狭く、大地震時の耐震性への不安、県東部地域の中核病院として機能の発揮及び渋滞の解消対策のため、国道 20 号バイパスの第 2 期工事を早期に事業着手すること。

韮崎市

(10) 国道 20 号の交通安全対策について

国道 20 号線は、交通量が非常に多い状況の中、栄一丁目交差点から甲斐市方面は 4 車線化が完了しており、歩道も整備され安全対策が図られているが、栄 1 丁目峡北消防本部西交差点から船山橋北詰交差点までの間は歩道が無い区間や狭い区間があり、歩行者や自転車通行者にとって危険な状況である。については、歩行者や自転車通行者の安全確保を図るため、路肩幅員の増や歩道新設及び拡幅を行うこと。

(11) 県道韮崎昇仙峡線の整備について

昇仙峡線穂坂橋から穂坂町方面については、近年、交通量が多くなっているが、歩道が無い区間も多く、本路線を使って通学する児童・生徒の安全対策は急務である。

については、道路整備計画のある穂坂橋から東京エレクトロン入口までの区間について、歩行者等の道路利用者の安全確保と交通の円滑化ができるよう早期に事業着手すること。

(12) 県道北原下條南割線の道路改良・歩道設置及びバイパス化（大草町下條東割地内）について

大草町下條東割及び下條西割地内は、狭隘と急カーブで見通しが悪く歩道が無いため歩行者や自転車の安全確保が図れない状況である。

については、狭隘箇所拡幅改良や歩道設置を行うとともに、一部区間のバイパス化について早期に事業着手すること。

(13) 県道武田八幡神社線の整備について

平成 22 年度までに旭バイパスから市道(神山) 3 号線との交差点までの約 510m 間が整備がされたところである。

しかし、市道（神山）3号線から武田橋西詰交差点までの間は、歩道も狭く、この沿線にある葦崎西中学校へ通う生徒たちが歩道からはみ出すなど危険な状況である。また、通学生徒はもとより地域住民のための安全対策が急務である。

については、武田橋西詰交差点から市道（神山）3号線との交差点までの間について歩道の拡幅も併せた拡幅整備を行うこと。

南アルプス市

(14) 葦崎南アルプス中央線の整備について

バイパス路線として、有野バイパス整備事業が進められているが、既存の主要地方道の交通量も多く道路利用者の安全確保のためにも、早期の供用開始を図ること。

また、全国的に歩行者が巻き込まれる重大事故の報道がなされているが、市内を走る主要地方道及び県道における事故の未然防止のため、市内路線の歩道整備を促進すること。

甲斐市

(15) 都市計画街路田富町敷島線の整備について

都市計画街路「田富町敷島線」については、市の南北を結ぶ重要な路線である。

については、国道20号線と結ぶ富竹工区を含めた未供用区間の周辺道路については、慢性化の渋滞に陥っている状況であることから、この解消を図るため、早期に事業着手すること。

(16) 県道都市計画街路「滝坂下今井線」の整備について

隣接市の甲府市及び葦崎市を結ぶ主要道路であり、また、平成21年11月には、県内外にアクセスする中央自動車道双葉SAスマートICが全面供用され、観光及び産業等に大きな効果をもたらす玄関口が整備されたところである。

については、現在の事業区間以西の大袋バイパス交差点区間及び竜地交差点から国道20号線区間の早期に事業化し全線を完成すること。

(17) 国道和戸竜王線の整備について

国道 52 号竜王駅前交差点改良及び県道甲斐中央線（国道 20 号から国道 52 号交差点区間、J R 竜王駅西の立体工区）の道路改良が完了するが、国道 52 号名取交差点に右折レーンが無いことから、国道以外の県道及び市道までが、これまで以上に渋滞が発生している状況である。

については、懸案である慢性化の渋滞の早期解消及び安全な歩行者空間の確保が図られるので、早期完成及び供用開始すること。

また、現在進捗させている本線の施工区間（荒川橋から国道 20 号線竜王立体まで）の全線拡幅の事業化は、慢性化の渋滞解消を図り、交通の移動時間の短縮及び安心安全な交通基盤整備推進するため、早期に事業化すること。

笛吹市

(18) 県道藤垚石和線のバイパスの整備について

現在、（仮称）笛吹スマート IC は、平成 28 年度、砂原橋は周辺取付道路も含め平成 26 年度の供用開始を目途に整備を進めているところである。

砂原橋及び周辺取付道路の完成時には、県道白井河原八田線から新山梨環状道路（仮称）東油川ランプと県道藤垚石和線が接続し、さらには、（仮称）笛吹スマート IC へと接続する。

しかしながら、現在の県道藤垚石和線は、県道甲府笛吹線と T 字路状態であり、変則的に県道甲府笛吹線と重複し、境川町方面に接続しているため、本来の整備効果が期待できない状況である。

また、整備完了後は、甲府地域と峡東地域及び若彦路を利用した富士河口湖地域への主要幹線道路ネットワークとして交通量の増加が予測される。

については、今後整備される道路を有機的に機能させるためには、広域的な幹線道路ネットワークを整備する必要があるため、県道藤垚石和線を県道甲府笛吹線 T 字路から砂原橋取付道路へ延長整備すること。

北杜市

(19) 県道横手日野春停車場線の整備について

駒城橋周辺については、大武川に流域最大の右支流である石空川が合流する場所である。

昭和 34 年災には前駒城橋が流出し、昭和 57 年災においては桁下高が低く橋脚

数も 4 本と多いため、流木が桁にかかり橋が堰堤となり極めて危険な状態になったところである。

については、集中豪雨が発生した場合には、この付近の堤防が破壊される危惧があり、武川町全域に影響を及ぼし大災害となり、人的被害も予想されるので、住民の安全確保を図るとともに、治水の観点からも、早期に駒城橋を架け替えること。

(20) 県道駒ヶ岳公園線の横手バイパスについて

白州町横手地内では、集落を南北に通過しており、沿線には人家が連担し、狭隘で見通しも悪いため、住民の日常生活及び生徒の通学等大変危険な状況にある。

また、今後、広域営農団地農道が全線開通すると、更なる交通量の増加が予想される。

については、本路線を早期に整備し、住民の安全確保と農道開通後の渋滞緩和を図ること。

(21) 県道茅野北杜葦崎線の整備について

長坂町長坂上条地内の本路線は、長坂町、小淵沢町、白州町を連絡している幹線路線であるが、平成 22 年度に県道長坂高根線との交差点部は改良整備されたが、JR 中央線下のガードは、狭隘で見通しが悪いため大変危険な状態にあり、今後、ふれあい支援農道が供用開始した場合、更なる交通量の増加が予想される。

については、JR のガードを含む交差点改良の早期実現により、住民の安全確保と開通後の渋滞緩和を図ること。

また、本路線の日野春駅前から南の市道下黒澤・若神子線までの区間についても、狭隘で見通しが悪いため危険な状態が続いている。

については、日野春駅前から南の市道下黒澤・若神子線までの区間について、歩道設置を含めた拡幅整備を行うこと。

(22) 国道 141 号（高根町長沢地内）道路拡幅改良工事の早期着工について

高根町長沢地区を縦貫する国道 141 号は、長野県小諸、佐久方面から都市圏に向けて重要な幹線道路であると同時に、この地区は清里等観光施設も多くシーズンには観光客の車両等で渋滞が発生している。また、歩道等も未整

備であり地域住民の安全確保が懸念され、特に、長沢交差点については見通しも悪く右折レーンも未整備であることから、交通事故も多発している状況である。

については、住民の安全確保、渋滞緩和を図るため、この地域における交差点改良を含めた国道 141 号改良について早期に事業着手すること。

(23) 県道箕輪須玉線の整備及び増富若神子線の交差点改良工事について

須玉町若神子地内を縦断している県道箕輪須玉線と横断している県道増富若神子線の交差点（若神子上交差点）は、大型車を含む多くの車両が通行しており、狭隘な道路のため地域住民の日常生活において大変危険な状態にあるとともに、この交差点は、須玉小学校や須玉中学校への通学路になっているにもかかわらず、歩道が整備されていないため、通学する児童や生徒をはじめ、歩行者にとっても危険な状態である。

については、通行車両から歩行者の安全確保を図るため、県道箕輪須玉線及び増富若神子線（若神子上交差点）について、早期の事業着手すること。

また、本路線北杜市須玉町穴平地内は、高根町と須玉町を連絡している地域の幹線道路であり、一部の区間において平成 20 年度及び平成 21 年度に拡幅整備されて以降、整備が進んでいない状況である。未整備の区間においては、集落内の狭隘な道路でカーブも多いため、地域住民の日常生活において大変危険な状態にある。

こうした中で、北杜市義務教育振興実行委員会からも車道拡幅等の要望が出されており、通学する児童や生徒をはじめ、歩行者の安全確保が求められているところである。

については、地域住民の安全確保を図るため、県道箕輪須玉線（須玉町穴平地内）の拡幅整備について、継続して拡幅整備の促進すること。

(24) 県道日野春停車場線の整備について

須玉町若神子地内は、国道 20 号（武川町）と国道 141 号（須玉町）を連絡している幹線道路であり、現在、下和田橋の整備が進められているが、薬師堂橋から国道 141 号への合流については、右折車両の渋滞により交通流に障害が発生している。

また、大型車両の通行も多く、橋を渡る歩行者については非常に危険な状

況である。

については、幹線道路の交通流の確保及び地域住民の安全確保を図るため、県道日野春停車場線の薬師堂橋周辺の整備について、継続して拡幅整備を促進すること。

(25) 県道葦崎増富線（明野町上手地内）の整備促進について

明野町上手地内は、国道 141 号（葦崎市藤井町）から北杜市（明野町を経て須玉町北部）に連絡している幹線道路であり、特に明野果実集出荷所前交差点からアジア燃料明野給油所までの区間については、狭隘で急なカーブになっているため、大型車両のすれ違いに支障を生じており、歩行者に対しても大変危険な状態となっている。

については、幹線道路の交通流の確保及び地域住民の安全確保を図るため、県道葦崎増富線（明野町上手地内）の整備について、バイパス案を含めた整備を促進すること。

(26) 県道小荒間長坂（停）線（富士見坂）の電線地下化事業について

通称、富士見坂においては、山岳景観の優れた眺望場所である。

しかしながら、道路沿いには電柱、電線類があり、この山岳景観を阻害している。

については、風光明媚な場所であり、観光客等にもこの優れた眺望を発信するため、電線類地中化を図ること。

上野原市

(27) 県道の危険箇所の解消の優先について

健全でゆとりある日常生活を支える基盤である道路について、順次整備を進めているところであるが、各種危険箇所の解消、渋滞の解消、物流の効率化などを行うため、さらなる整備促進が求められている。

また、近年は、防災意識の向上に伴い、災害時に主要な役割を担う県道の安全性確保に、市民の関心が寄せられている。

については、市内の県道整備に当たって、市や地域と情報を共有するなどの連携を図る中で、減災の観点から狭隘箇所の解消（特に県道四日市場上野原線の桂川大橋付近や秋山地内、県道野田尻四方津停車場線の国道 20 号～大野貯水

池)や落石・落盤危険箇所の解消(県道上野原丹波山線や県道上野原あきる野線)、危険交差点の解消などを優先して行うこと。

また、比較的整備の進んでいる県道大月上野原線や県道桐原藤野線の狭隘箇所
の解消等についても計画的に進めること。

山梨市

(28) 県道塩平窪平線の拡幅改良について

牧丘町北西部地域と中心地を結ぶ路線だが、防災上の危険箇所や通行の安全に支障のある箇所があり、通行の円滑化と安全性の確保が必要であり、順次改良が進められているところである。

については、今後とも引き続き狭隘箇所等の解消に向け取り組むこと。

特に、未整備区間である牧丘町西保中地内の早期工事着手と整備区間全体を早期に完成すること。

(29) 県道柳平塩山線の整備について

順次改良が進められているが、今後とも引き続き狭隘箇所等の解消に向け、柚口地区の早期整備、堀の内地区の笛川中学校から牧丘第一小学校の区間及び新たに県道となった琴川ダムまでの区間の整備すること。

(30) 国道 140 号岩手橋西詰交差点の改良について

国道140号岩手橋交差点の西側道路は、山梨市道だが笛吹川右岸の堤内地側が低いため、国道から急勾配の下り坂となっている上に、幅員も狭いく交差点改良が必要な状況となっている。

また、本交差点の西側は急勾配で滞留箇所も確保されてないため、朝夕を中心に大変混雑し危険な状況である。

については、交差点形状等の改良整備に関し、必要な県との協議を進め、早期に事業着手すること。

甲州市

(31) 国道 411 号線の整備促進について

塩山地区から勝沼地区をへて中央自動車道勝沼 I C に連絡する重要な幹線

道路であり大型車両の通行量も増加している。

しかし、大型車両の同士でのすれ違いが困難の状況であり、更に歩行者の通行は非常に危険な状況である。

については、平成 20 年度から事業実施されている国道 411 号線の拡幅改良事業について、等々力交差点から西広門田交差点までの区間を早期に整備をすること。

(32) 県道塩山停車場大菩薩嶺線の整備について

平成 22 年度から事業実施しており、塩山駅から上下粟生野地区、中萩原地区をへて裂石に至る路線で一葉の道の愛称で親しまれ、地元住民の生活道路及び市内からの大菩薩峠、国道 411 号線への連結する重要な観光ルートとなっている。

については、1 級河川重川に設置されている赤尾橋は、幅員が狭くバス等のすれ違いも困難な状況であるため、安全で安心な生活の確保及び観光や農業振興などにも支障をきたしているから、早期に整備、架け替えをすること。

また、裂石地区のみそぎ沢橋から雲法寺入口までの約 96m 間は、未改良であるため幅員が狭く車両同士のすれ違いが困難であるため、事故も発生している。

については、裂石地区のみそぎ沢橋から雲法寺入口までの間の拡幅改良すること。

(33) 県道塩山勝沼線の歩道整備について

塩山駅から国道 140 号線に至る道路で、観光及び物流の幹線となっており大型車両等の通行が多く、向嶽寺から恵林寺間延長 2km 間は、歩道が未整備のため、小中学生の通学路として非常に危険な状況である。

については、一部整備が完了しているが継続整備すること。

(34) 県道平沢千野線の歩道整備について

平成 21 年度から事業実施されているが、平沢地区から竹森地区をへて塩山市街地に連絡する唯一の生活道路であり、防災及び、緊急医療、通学路等と住民の安全で安心な生活の確保をするとともに地域経済の活性化を図るため、重要な路線である。

については、一部整備が完了しているが継続整備すること。

(35) 国道 411 号線と国道 140 号線の連絡道路整備について

国道 411 号線と国道 140 号線（西関東連絡道路）を最短で結ぶ道路は、現在本市と隣接する山梨市の市道で連結している。

東山梨地区の東西の幹線道路として位置づけられている路線であり、広域物流及び地域間の交流・連携を強化するとともに観光等の基幹路線・高次医療機関へのアクセスなど救急活動の円滑化にとっても不可欠な道路である。

については、現在、甲府方面への通勤コースでもあり、交通量も年々多くなっているが、幅員も狭くカーブも多いなど未改修部分がほとんどであるため、アクセス道路として早期に事業化できるよう支援を行うこと。

中央市

(36) 新設主要地方道甲府市川三郷線の2車線化について

平成19年度に建設された田富西ランプ交差点から中央市役所田富庁舎までの新設主要地方道甲府市川三郷線は、2車線相互通行で計画され用地取得後、建設時に交差点部からの坂路部分が1車線となり一方通行の制限を受けている。

これまで県では浅原橋の架け替え完成、将来の交通ネットワーク、周辺道路の交通量の変化等を勘案し、公安委員会等と協議し検討するとしているが、田富庁舎や農産物直売所「た・から」等を中心とした生活・観光・交流の拠点機能の強化を図る必要がある。

については、市役所田富庁舎以南の約 380m区間を平成 23 年度より着工し平成 24 年度の整備(85m)をもって完了する予定であることから、全線開通と合わせて速やかに相互交通へ移行すること。

(37) 新設道路(浅利バイパス)の早期計画について

浅利地内の県道甲府中央右左口線は道幅が狭く、反面交通量が多いため危険性が高い状況である。地元住民及び本路線の利用者の多くが、作興橋から国道 140 号線までの新設道路を強く望んでいる。また、本路線は豊富地区の中学生が玉穂中学校へ通うための通学道路となっている。

については、通学生徒の安全確保の意味からも早期の整備計画の検討を行うこと。

(38) 豊積橋架け替えについて

豊積橋は、南部を横断している笛吹川に架かり、豊富地区と玉穂地区を結ぶ唯一の橋である。合併に伴い、一体性を図るためには、非常に重要な橋で、住民の往来にも必要不可欠であり、その交通量は非常に多い。

また、平成20年度から、豊富地区の中学生は玉穂中学校への通学路として朝夕利用している。

については、安全確保の上からも、現在より幅員の広い橋へ架け替えること。

なお、喫緊の課題として、通学等における歩行者・自転車等の安全対策として、歩道の拡幅及びクランクの解消を計ること。

8 防災・災害対策の充実強化について(共通)

〔要望部局 総務部・県土整備部〕(再掲)

未曾有の被害をもちらした東日本大震災から約1年半余りが経過し、県及び市町村では、東日本大震災やこれまでの大規模災害を教訓に様々な防災・災害対策の充実・強化を図っている。

本県は、東海地震をはじめ南関東地域直下の地震、糸魚川ー静岡構造線断層帯など活断層に起因する地震及び富士山噴火などが発生する可能性が指摘されており、これらが発生した場合には、広範囲にわたって甚大な被害を受けることが懸念される。また、本年8月、内閣府が発表した南海トラフ沿いでの巨大地震の被害想定でも本県は東海地震と同様の被害が想定されている。

については、一層の防災・災害対策の充実強化を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

(1) 防災行政無線及び消防救急無線のデジタル化について

災害情報収集や伝送・伝達、応急復旧支援の役割を担う市町村防災行政無線システムについて、デジタル化が遅滞なく円滑に行えるよう、緊急防災・減災事業債の所要額の確保等財政措置を拡充するよう国に働きかけること。

また、消防救急無線のデジタル化のための財政措置を拡充するよう国に働きかけること。

(2) 木造住宅の耐震化について

県は、県耐震改修促進計画の目標値である平成27年度末における住宅の耐震化率90%に向けて、住宅の耐震化支援策の拡充を図っているが、木造住宅

「わが家の耐震化」支援事業は、東海地震で震度6強以上の揺れが想定される市町村とその他の市町村ではその支援内容が異なっている。

南関東地域直下の地震、糸魚川－静岡構造線断層帯など活断層に起因する地震などの発生する可能性が指摘される中で、全県的に耐震化を推進する必要がある。

については、補助対象要件について、指定市町村の区別を廃止し県下統一した補助制度とすること。

また、木造住宅耐震化建替支援事業については、本年度から県の補助制度が廃止され、国庫補助のみで引き続き実施しているが、市の負担割合が増加する中でその予算額の確保に苦慮しているところである。

については、地震に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、改めて県の財政措置を講じること。

(3) 防災体制の強化について

現在、台風などの風水害や地震などの災害において、被害がでた場合は、消防庁の火災・災害等即報要領により、通常回線 FAX 又は衛星回線 FAX 等により県あてに報告している。

東海地震等の大規模災害発生時には、各種応援協定等により、県外も含め他市町村からの支援要請等も想定されることから、県内各市町村の被災状況を把握し、機動的な対応ができる仕組み（情報共有）を構築する必要がある。

については、パソコン等の情報機器により被災状況が報告できるシステムの確立や当該情報を県内各市町村において共有できるシステムの整備を行うこと。

また、システム整備の際には、操作方法等について充実した研修を開催すること。

9 橋梁の長寿命化について(共通)

橋梁は、道路の一部として、安全で円滑な交通機能を確保し河川や鉄道等によって分断された地域を相互に結ぶ重要な公共施設であり、また、地震発生後における避難路や救助・医療・消火活動及び被災地への緊急物資の輸送路としても極めて大きな役割を担っているが、現在、橋梁の多くが老朽化している状

況から、延命化・長寿命化を図ることが喫緊の課題である。

国では、従来からの損傷が深刻化してから対策を行う事後保全から、定期点検に基づき早期に損傷を発見し、事故や架け替え、大規模な修繕に至る前に対策を行う予防保全に政策転換することとし、計画的に橋梁等の長寿命化を実施することとしており、市町村に対して、平成25年度までに橋梁を調査し、長寿命化修繕計画を策定することが義務付けられた。

こうした中で、性格上危険度が非常に高く、修繕工事以前に落下防止等の応急処理をする場合、助成制度が全くなく、また、橋梁の維持補修及び架け替えについては、起債が限定されており、自主財源が限られている中で、その財源確保に苦慮しているのが実情である。

については、橋梁の耐震化、落橋防止、長寿命化修繕計画に基づく維持修繕及び架け替え整備に対する財政支援措置を拡充すること。

また、応急処理に対する財政支援措置を創設するとともに、今後、計画に基づき発生する維持補修及び架け替え整備に対し、起債の対象拡大も含め更なる財政措置の拡充を図ること。

更に、市に移管されている鉄道（JR）や高速道路を跨ぐ重要度の高い橋の修繕については、国策として建設された鉄道や道路の機能復旧施設であることを鑑み、全額国費負担の対象として早期かつ優先的に実施できるようにすること。

10 河川の環境保全及び災害防災対策について(共通)

河川の環境保全については、地域住民(自治会、ボランティア)や消防団の協力により、草刈り等清掃活動を行っているが、自治会員の高齢化及び会員減少、更には危険箇所が存在など実施困難な箇所が増加している。

また、近年、全国各地で異常気象に伴う集中豪雨や台風等の大雨による増水で、立木が流され、堤防等河川構造物や橋梁に多大な被害をもたらすとともに、流域住民の生命、財産を脅かしたところである。また、河川敷内が有害鳥獣の棲みかとなっており、農作物への被害等も増加している。

こうした中、灌木などは、河川清掃等の際に伐採作業を行っているが河川全体に行き届かないのが実情である。

については、良好な河川環境を保全し、安全性を確保するため、河川管理者である県は、早期に、立木等を伐採するとともに河川清掃(河川の草刈)及び河床

整正の予算を確保し事業を推進すること。

また、伐採に当たっては、公募により希望者を募り、伐木を無償提供することでコスト削減、伐木の有効活用が図られる手法も検討すること。

なお、次の箇所については、早急に対応すること。

- ・ 濁川水系における河川清掃(河川の草刈り)及び河床整正(甲府市)
- ・ 市内県管理河川の堆積物等の撤去、河川の状況の見回り及び合流地点の浚渫(富士吉田市)
- ・ 釜無川及び塩川区域内の立木伐採並びに黒沢川及び割羽沢川の浚渫
(韮崎市)
- ・ 北杜市内の釜無川及び塩川の支流を含む県管理河川敷の立木等伐採並びに伐採後に薬剤湿布による予防的措置(北杜市)
- ・ 坪川、滝沢川の浚渫・立木伐採及び深沢川の立木伐採(南アルプス市)
- ・ 六反川、東川、坊沢川の立木伐採の継続及び鎌田川の浚渫(甲斐市)
- ・ 市内の県管理河川の浚渫(笛吹市)
- ・ 重川、日川、石橋川、兄川、弟川、西川の河床の堆積土の除去及び立木伐採(山梨市)
- ・ 竹森川、文殊川、佐野川、田草川、鬢櫛川の立木伐採及び河床整正
(甲州市)
- ・ 常永川の堆積土の浚渫(中央市)

11 急傾斜地崩壊対策事業について(共通)

急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れ災害から国民の生命・財産を守り、安全で豊かな活力ある社会を実現するための根幹的な国土保全事業である。

本県には、土石流危険渓流及び土砂災害危険箇所が約 4,800 あり、県においては、優先順位の高い箇所から順次整備を進めているが、特別警戒区域に指定された区域においても未整備箇所が多く存在している。

については、急傾斜地崩壊・土石流対策事業の整備促進を図るため、現行制度の負担金の減額・撤廃及び事業費を増額確保すること。

12 河川改修等整備の促進について

(甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、山梨市、甲州市、中央市)

災害を未然防止し、住民の生命・財産と生活基盤を守るための河川の整備促進及び河川環境の保全・快適な水辺空間の創出を図るため、次の事項について必要な措置を講じること。

甲府市

(1) 濁川改修整備の促進について

濁川の省路橋から上流の治水対策については、平成 17 年度から抜本的な検討がされているところであるが、同地域は古くから豪雨の都度、河川水位が上昇し、度々溢水による浸水被害が発生しているため、早期に改修すること。

(2) 藤川改修整備の促進について

藤川の改修整備については、濁川合流点から上流 400mの間の用地取得を平成 18 年度から平成 26 年度の事業計画区間として整備予定であるが、豪雨時には、北部山地からの雨水流入により短時間に河川水位が上昇し、溢水等による浸水被害が発生していることから、早期に整備すること。

(3) 高倉川改修整備の促進について

高倉川の改修整備については、平成 20 年度より改修工事に着手しているところであるが、国道 411 号線の高倉橋を含めた上流区間の改修については、施工方法等について関係行政機関、地下埋設企業等と協議中となっている。
については、早期に整備手法を決定し、工事に着手すること。

(4) 間門川の改修整備の促進について

間門川については、平成 20 年度から用地買収に着手し、22 年度から放水路が完成し、22 年度から護岸工事に着手しているが、本年度においても降雨の都度河川水位が上昇し、溢水が危惧されている状況である。
については、早期に事業を推進すること。

(5) 湯川改修整備の促進について

湯川の治水対策については、整備手法について検討を行ってきたところであるが、具体的な整備に至っていない状況である。

については、早期に整備手法を決定し、工事着手すること。

南アルプス市

(6) 八糸川の早期改修について

災害を未然防止し、住民の生命・財産と生活基盤を守るための河川の整備促進及び河川環境の保全・快適な水辺空間の創出を図るため、現在の事業区間を早期に整備するとともに、完成後は、速やかに上流区域について事業着手すること。

甲斐市

(7) 六反川・東川・坊沢川の早期改修について

双葉地区を流れる一級河川「六反川、東川、坊沢川」は、急流のため土砂等が多く流れ込み、年々河床の上昇が見られ、大雨や台風時には、堤防ぎりぎりまで水が来るため地域住民は公民館や学校に避難している。

また、護岸の改修や河床の改良が行われた箇所はあるものの、現在も古くからの石積みが残る箇所があり、大雨や台風時には、崩れる可能性がある。

については、石積みが残る危険箇所を早急に解消すること。

また、浚渫については、定期的に土砂を取り除いているが、土砂の量が膨大であるため取りきれず、年々河床の上昇が見られている。また、土砂捨て場にも限界があるため、土砂の流入を防ぐため川岸の整備と床固工を行うこと。

(8) 亀沢川の早期改修について

北部山間地を流れ、急流で川幅が狭く湾曲しており、また、いたる所に巨岩や岩盤が張り出し、極端に狭い箇所も多く存在する。

このため、台風・大雨の際にはしばしば氾濫を起こし、近年では平成 12 年の集中豪雨時に、周辺の家屋や農地が流失する被害が生じた。

については、河川管理上及び周辺住民の生命財産保護のためにも早期に改修（主に床固工の設置）すること。

笛吹市

(9) 渋川の整備について

石和町西部における滞水等水問題の解消施策については、一級河川渋川の改修整備も順調に進捗し、現計画区間の平成 25 年度完了を目指し事業が推進されている。

このような中、渋川最下流部については、平等川の下を通る伏越水門により濁川、排水ポンプにより平等川に排水している状態であるが、伏越水門については、濁川の水位が上昇すると渋川の排水ができなくなるのが現状であり、市民の安心・安全な生活を維持するためには、確実な排水機能の整備が必要である。

については、排水機能の改善策の検討、整備を行うこと。

また、第二期工事についても早期に事業認可し、改修整備を推進すること。

(10) 平等川の早期改修について

春日居町鎮目地内、山沢川合流地点まで、平成 25 年度完成予定で事業を推進されている。

上流河川については、地域住民と消防団が草刈等をしているが、近年河川内に土砂等の堆積が目立ち、豪雨の時の河川の氾濫が懸念される。

については、第一期計画に引き続いて、早期に事業化すること。

山梨市

(11) 平等川の早期改修について

上流部に位置する矢坪、山根地内では、護岸の老朽化や河川幅の狭小のため、大雨等による増水により、付近の家屋・畑等への冠水被害等が発生している状況である。また、夏期には雑草が繁茂し近接する果樹園に悪影響を与えている。

については、矢坪、山根地内の現状を把握し、緊急を要する箇所を早期に整備すること。

甲州市

(12) 塩川の早期改修について

上流部及び下流部の土地利用の変化により、急激な市街地化が進んでいる。

護岸の老朽化や河川幅の狭小及び堆積土も多いため、大雨等の際は急激な増水により、取付け水路の流出が悪くなり、付近の家屋・畑等への溢水による浸水被害が発生している。

については、安全で安心な生活の確保を図るため、早期に整備すること。

中央市

(13) 鎌田川の早期改修について

上流部の土地利用の変化により、急激な都市化が進んでいるが、護岸の老朽化や河川幅の狭小のため、大雨等の際は、急激な増水により、付近の家屋・田畑等への冠水被害等が発生している。

については、早急に整備を行うこと。

(14) 新せぎ川の護岸整備について

市川三郷町大塚地区から本市浅利地区の山ぎわ斜面を流れているが、老朽化による護岸コンクリートの傾斜やひび割れ等の破損が激しく、護岸崩落の危険性が非常に高い。

また、下流には、護岸コンクリート壁のない箇所もあり、増水による氾濫も危惧されている

については、護岸コンクリート崩落による災害を未然に防止するため、護岸整備を早急に実施すること。

13 住宅新築資金等貸付原資償還額の見直しについて（甲府市、甲斐市）

住宅新築資金等貸付金の償還率の向上については、団体への協力要請、滞納者への督促を強力に進め、更に長期滞納者を中心に臨宅訪問、面接を行い、返済への意識を高める等鋭意努力をしているが、不況の影響等により、極めて厳しい状況である。

こうした中で、毎年度償還金の回収額が県への償還額に満たない状況であり、このため一般財源を投じて県償還金に充てていることから財政的にも苦慮して

いる。

については、このような状況を勘案し、利子の猶予、貸付利率の引き下げ等、県の支援を講じること。

14 中央自動車道スマートインターチェンジの設置について

(甲府市、上野原市)

(1) (仮称) 甲府スマートインターチェンジの設置について(甲府市)

スマートインターチェンジ設置により、一般国道140号をはじめとする周辺道路の混雑緩和、観光施設、周辺工業団地と中央自動車道とのアクセス性の向上、また、災害時の冗長性の確保、更に、県立中央病院や山梨大学医学部への搬送時間短縮などの効果が期待される。

また、リニア中央新幹線駅へのアクセス強化のためにも、駅から最寄のインターチェンジになる(仮称)甲府スマートインターチェンジが必要であると考えている。

については、事業化に向け、早期にリニア中央新幹線駅の位置を公表するとともに、スマートインターチェンジ設置に向け一層、国及び関係機関への働きかけること。

(2) 談合坂SAへのスマートインターチェンジ設置について(上野原市)

中央自動車道上野原ICと大月IC間の距離は20.1kmと長いため、概ね中間に位置する談合坂SA(上り線)へスマートインターチェンジを設置することにより、周辺地域の中央自動車道へのアクセス性を高め、災害時の代替道路機能の確保や高次医療施設へのアクセスの強化などといった生活基盤の強化とともに、周辺地域の産業・観光振興等の地域活性化を図ることができる。

また、中央自動車道上り線では、小仏トンネルを起点とした渋滞が、休日にはもとより慢性的に発生しているが、スマートインターチェンジを設置することにより、交通の分散化が図られることで、上野原インターチェンジ周辺の渋滞緩和が期待される。

現在は、県の協力を得る中で、(仮称)談合坂スマートインターチェンジの設置に関する4回の勉強会を経て、平成24年8月「地区協議準備会」を設立し、平成25年度からの事業化に向け、関係者との協議・調整を行っているところであり、接続する市道の新設・改良工事については、国庫補助、

合併特例債の導入・活用を見込んでいることから、計画に即した事業開始が求められている。

については、(仮称)談合坂スマートインターチェンジの早期実現に向け、できる限り早い時点で「地区協議会」を設置し、目標年度である平成 27 年度供用開始ができるよう、財源の充実・強化等の必要な措置を国及び中日本高速道路(株)などへ働きかけるとともに、県においても指導・助言などの更なる支援を行うこと。

15 富士山火山防災対策の充実強化について (富士吉田市)

[要望部局 総務部・県土整備部] (再掲)

富士山火山防災対策については、平成 18 年 2 月に中央防災会議において「富士山火山広域防災対策基本方針」が策定され、これを受け県においても地域防災計画火山編が作成された。

一方、周辺市町村では、住民ガイドブックを作成し全世帯への配布、また、富士山火山広域防災対策基本方針を踏まえ地域防災計画における富士山火山編を策定し、これまでも増して、住民の富士山火山防災意識の高揚やソフト、ハードの両面を通じた具体的な防災対策に取り組んでいる。

こうした中、富士山火山広域防災対策基本方針で噴火前の避難基準が示されたが、富士山は国内の他の火山に比べ山体が大きく、広域的な防災対策が必要となることから、避難道路の確保が最も重要な課題あり、また、大きな被害が懸念される火山灰や融雪型火山泥流などの調査研究の継続や対策等も必要である。

については、富士山火山防災対策の充実強化を図るため、次の事項について必要な措置を講じること。

(1) 避難路の整備等について

富士山火山災害の広域避難については、国道及び中央自動車道富士吉田線、県道等の主要道路を利用することになるが、国道 137 号・139 号については、幅員が狭く週末や行楽シーズン、朝夕の交通渋滞が激しい状況である。

については、有効な広域避難道路について、河口湖Ⅱ期バイパスに接続する吉田河口湖バイパス(新倉トンネル)の早期完成、甲府富士北麓連絡道路の計画路線への格上げを含めた早期整備、(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジの早期整備及び国道 138 号の 4 車線化(富士吉田市上宿交差点から山中湖村明神前交差点)の整備を促進するとともに、避難に有効な県道の整備及び市町村道の整備

に対して財政措置を講じること。

また、高速自動車国道について、東海地震では、観測情報や注意情報などの地震情報に応じて車両の入込み規制がかかるなど災害に備える体制が整っているが、富士山火山などの火山災害では、そのような体制が明確でないことから、東海地震と同様、火山情報に応じた高速自動車国道活用の防災体制の整備について国に働きかけること。

(2) 富士山火山防災に係る観測機器設置及び観測体制の整備について

火山防災においては、機器を使った観測・監視による火山活動の予知予測が重要であり、特に、地震計や傾斜計、GPSなどの観測機器が充実することにより、火山予知対策の精度が格段に向上すると考える。また、人工衛星などを活用し映像での監視体制なども必要と考える。

については、国及び県において整備すること。

(3) 砂防構造物の整備について

吉田大沢では、歴史上、多くの泥流等の記録が残されており、対策を講じる必要がある。

有珠山の火山災害において流路溝等の砂防構造物が大きな効果を上げており、砂防構造物は火山噴出物や土砂による災害を未然に防ぎ、その被害を抑制する効果が期待できる。

については、現在、富士山火山砂防計画検討委員会において、砂防構造物のハード整備の構想が検討されているが、その検討結果を踏まえた砂防構造物等のハード整備を講じること。

また、宮川は、過去大きな雪泥流（雪代）の被害があったが、県が整備した砂防構造物の効果により、昭和36年以降大きな被害は発生していない。

一方で、現在、宮川上流部においては、堆積物が河川を埋めている状況であり、最近、大きな社会問題となっているゲリラ豪雨等により、雪泥流災害の危険性が增大している。

については、早急な現状調査を行うとともに、必要な浚渫を行うこと。

(4) 火山防災対策に関する調査研究等について

富士山火山広域防災対策基本方針が示されたが、大きな被害もたらずことが懸念される火山灰や融雪型火山泥流は未だに分析できていない部分もあることから、富士山火山に関する調査研究及び防災対策について、それぞれの機関で連携を図りながら今後も調査研究を行うこと。

16 中央自動車道側道の県道昇格及び大月都留連絡道路の整備について

(都留市、大月市)

東部地域の富士吉田市から大月市までの幹線道路は 139 号のみであり、朝夕の通勤時には、相変わらず渋滞が続いているため、これを避け狭隘な中央自動車道側道を利用する車は依然として多い。

また、リニア見学センターの再整備及び(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジの設置が予定されており、安全性、快適性及び利便性に配慮した交通網の整備が必要である。

については、交通量が増加する本側道を県道に昇格させ、富士吉田市から大月市へ通じる幹線道路として充実を図ること。

また、古川渡地内の現国道に国道バイパス及び県道バイパスが交差する交差点から側道までの新たな道路を整備することにより、側道の機能を向上させるとともに大月インターチェンジに直結する側道の延長工事を県事業として計画すること。

17 釜無川サイクリングロードの整備について(南アルプス市)

昭和 50 年代に施工された釜無川サイクリングロードについては、現況幅員 2.0m であり現在の規格 (3.0m) には適合していない状況であるが、今後、環境に優しい乗り物としてサイクリングを楽しむ住民が増えることが予想され、利用者が安全にサイクリングできるよう再整備する必要がある。

また、双田橋から信玄橋までの右岸については、富士山と堤防に自生している松の景観がすばらしいことから、健康ウォーキングとしてサイクリングロードを利用している住民が多く見られる。

本市においてこの松を現在景観樹木として指定を検討中で、併せて景観スポットとしての位置づけも検討している。このような計画の中、遊歩道の整備を

行い多くの住民の方にウォーキングする場所を提供し本市の景観計画の推進を図ることとしている。

については、釜無川サイクリングロードの再整備と双田橋から信玄橋までの間に遊歩道を整備すること。

教 育 委 員 会

1 個性を生かし、生きる力をはぐくむ学校教育の推進について（共 通）

児童生徒一人一人の個性を大切に、生命や人権を尊重する心、他者への思いやり、社会性、創造性、国際性などをはぐくみ、わが国の将来を支える心豊かでたくましい人間を育成していくことが求められている。

近年、教育を取り巻く環境は大きく変化し、子どものモラルや学ぶ意欲、また、学力・体力の低下等多くの面で課題が指摘されている。

こうした中、国においては、教育基本法の全面的な改正を受け、平成 20 年 7 月に教育振興基本計画を策定し、今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、今後 5 年間（平成 20～24 年度）に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進しているところである。

一方、県においては、「チャレンジ山梨行動計画」等を踏まえ、昨年 2 月「やまなしの教育振興プラン」を策定し、少人数教育の推進など各種施策に積極的に取り組んでいる。

については、一層の学校教育の充実強化を図るため、次の事項について、国への働きかけを含め県において特段の措置を講じること。

(1) 少人数教育の推進について

「はぐくみプラン」を小学校 5 年生以上、中学校 2 年以上に順次拡充するとともに、きめ細かな指導が行えるよう教職員配置の充実改善を図ること。

また、国は、平成 23 年度、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）を改正し、小学校 1 年生では 35 人学級の編成となったが、小学校 2 年生から 6 年生及び中学校は 40 人学級の編成のままとなっていることから、「30 人学級に向けた標準法の改正」の早期実現が図られるよう国に働きかけること。

(2) 特別支援教育の充実強化について

平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、すべての学校において、従来の特殊教育の障害者だけでなく、LD(学習障害)、

ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

こうした中、各市では、市単独で特別支援教育支援員を配置し対応しているが、財源が限られているため、配置人員の制約が大きく学校現場のニーズに応じられず対応に苦慮しているのが実情である。

特に、小中学校の児童生徒の約6%の割合で存在する発達障害の子どもへの対応については緊急の課題となっている。

については、実情に即した加配措置を講じるため、現行の自閉症・情緒障害特別支援学級を「広域設置方式」から各校設置へと改めるなど県独自の特別支援学級編制基準を創設するとともに、チームティーチングの特別支援学級への導入や知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害学級を対象とする特別加配の人数を増員することなど、特別支援教育の推進を図ること。

また、教育支援センターの指導教員の増員をするとともに、市単独の特別支援教育支援員への財政措置を拡充すること。

(3) 学校配置スクールカウンセラーについて

現在、発達障害等の様々な困難を抱えた児童生徒が増加するとともに、保護者からの相談も増加するなど、臨床心理士等の専門家を必要とする事例が急増している。

また、児童生徒への適切な指導の在り方や就学相談など教職員へ専門家からのアドバイスが必要な事例も増加している。

こうした中、スクールカウンセラーが配置されていない学校においては、訪問要請をするなどで対応しているが、日程調整等によりタイムリーな対応が難しく、適時適切な対応ができない状況である。

については、全ての学校にスクールカウンセラーを配置するとともに配置校の配置時間を増加すること。

(4) 不登校児童・生徒適応指導教室職員の配置について

不登校や問題行動・家庭問題等が起因する不適応児童が増加傾向にあり、定数法及び従来の加配の教職員だけでは、対応ができない状況である。

そのため、市単独で適応指導教室を設置し指導員を配置しているが、不登校児童への対応は複雑多岐にわたっていることから、専門的指導員の増員が

必要である。

については、市が設置する適応指導教室に県費負担正規職員を増員配置すること。

(5) 外国籍児童・生徒の教育について

平成 22 年 9 月現在、公立小中学校等に日本語指導の必要な外国人児童生徒が全国で約 2 万 8 千人在籍しており、少子・高齢化の進展等により外国人労働者受入の要求も高まる中で今後も増加が見込まれる。

こうした中、日本語が話せない外国籍児童・生徒の初期の日本語指導については、日本の習慣などの指導を集中的に実施することが必要である。

については、これらの指導が行える施設の確保や対象校を巡回して指導する専門の言語を話すことのできる非常勤職員を配置すること。

また、市単独配置職員への国・県の財政措置を講じること。

(6) 外国語教育の充実について

平成 23 年度より小学校においては新学習指導要領が完全実施となり、小学校 5、6 年生においては年間 3 5 時間の外国語活動が位置づけられた。また、学習指導要領においても「ネイティブスピーカーの活用に努めること」が示されており、市単独で外国語指導助手（A L T）を配置しているところである。

については、外国語教育の一層の充実を図るため、外国語指導助手（A L T）配置への財政支援を講じること。

(7) 栄養職員の配置について

学校給食の栄養に関する専門的な事項をつかさどる栄養教諭及び栄養職員は、児童生徒の健全な食生活を自ら営むことができる知識、態度を養うため、学校給食で摂取する食品と健康の保持増進との関連についての指導、食に関して特別な配慮を必要とする児童生徒に対する個別的な指導を行うことなどが主な役割である。

特に、学校給食法が改正され、これまでの小中学校における学校給食の目的が「栄養改善」から、栄養のバランスなどを学ぶ「食育」を重視する方向へと転換したことにより、各校における栄養教諭及び栄養職員の果たす役割

は一層重要になっており、自校方式による給食を実施している小学校1校につき1名の栄養職員の配置が必要である。

については、県費栄養教諭及び栄養職員を継続配置するとともに、より充実した学校給食推進のため増員すること。

(8) 養護教諭の複数配置について

近年、保健室に来室する児童生徒の中には、身体面だけでなく、心の不安や悩みなどの相談を求めて来るケースが増加している。表面的には、身体的な症状を訴えながら、内面では、心の問題を持っている場合が多く、児童生徒の相談に応じる養護教諭の役割は、極めて重要である。

については、保健室の業務に加え、不登校児童生徒、発達障害等の児童生徒への対応等関係業務が増加している現状を踏まえ、現行制度の人数制限の引き下げと学校の実態に合った県費養護教諭の複数配置を行うこと。

(9) 自立支援指導員の配置について

甲府市においては、「問題を抱える子ども等の自立支援事業」の委託を受け、問題行動を繰り返す児童生徒等に対して「自立支援指導員」を派遣し、直接支援を行っている。

しかし、児童生徒への直接的な支援を行うためには、長期間の関わりが必要となるため、必要となる事例に対して十分には対応しきれない状況がある。また、問題行動等に係わる児童生徒が市町村の範囲を超え広域的な繋がりも見られるため、全県的な対応が必要となっている。

については、問題行動等を繰り返す児童生徒への早期適切な対応を行うため、各県教育事務所に「自立支援指導員」を配置すること。

(10) 事務職員の複数配置について

現在、事務職員1名配置の大規模校では、広範多岐にわたる業務を遂行するには負担が大きい。

については、スムーズな学校運営のため、大規模校への事務職員の複数配置を継続し、更なる拡大並びに共同実施校への加配を継続すること。

2 就学援助制度について(共 通)

厳しい財政状況の中で就学援助制度を推進するためには、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金が必要不可欠な財源である。

しかし、本補助金の補助率は、補助対象経費の2分の1となっているが、満額交付されない状況であり、その財源確保に苦慮している。

については、補助対象経費の2分の1を満額交付すること。

また、準要保護者に係るクラブ活動費、生徒会費、PTA 会費の支給に必要な財政措置を講じること。

3 公立学校施設の整備について(共 通)

校舎や給食施設の新增築、改築など学校施設の整備に当たっては、国の補助金を活用する中で事業を実施しているが、国の補助基準単価は、実施単価とは乖離しており、十分な補助とはいえない状況である。

また、小中学校の適正配置に伴う廃校施設の取り壊し事業費等について、財政措置が講じられておらず、その財源確保に苦慮している状況である。

については、補助基準単価や補助率の嵩上げなど公立学校諸施設の整備へ適切な財政措置を講じるとともに、廃校施設の解体経費等への財政措置を創設すること。

4 通学路の安全確保について(共 通)

今般、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成し、各小学校において、この実施要領に沿って、通学路の安全確保に向けた合同点検を実施し、安全対策を講ずるよう通知があったところである。

こうしたことから、教育委員会、各小学校、道路管理者、地元警察署、地域住民及び保護者が連携・協力し、通学路における危険箇所を合同点検した結果、歩行者用信号機の設置、外側線やグリーンベルトの敷設、取締りの強化など、具体的な対策案が示されたので、今後、各関係機関に対し、こうした対策案の実施を要望していくこととしているが、とりわけ市道管理者が実施すべき外側

線やグリーンベルトの敷設については、その箇所数や敷設距離からして、その経費を市が単独で負担するには非常に厳しい状況である。

については、通学路における緊急合同点検後の安全対策実施に伴う経費について、国や県の財政措置を講じること。

5 南アルプスの世界自然遺産登録等について(共 通)

〔要望部局 企画県民部・森林環境部・教育委員会〕(再掲)

南アルプスの世界自然遺産登録の実現及び希少種の保護を図るため、次の事項について必要な措置を講じること。

(2) 南アルプスの世界遺産登録について

平成 19 年 2 月から、南アルプス国立公園を抱えている山梨県、長野県、静岡県 の 10 市町村が南アルプスの世界自然遺産登録に向けて活動を展開している。

本年度から世界自然遺産登録基準の一つである生物多様性の評価を高めるとともに、世界自然遺産登録のステップアップとして、ユネスコ・エコパーク登録検討委員会を設立し、その登録に向けて本格的に活動している。また、地形・地質の遺産でもある日本ジオパーク登録に向けた調査も併せて進めており、南アルプスの世界自然遺産登録に向けて様々な活動を行っているところである。

一方、3 県による推進協議会と平行し各県毎の独自の取り組みも行っており、本県でも韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町で構成する山梨県連絡協議会において、シンポジウムを開催するなど県民への PR 活動を行っているところである。

については、富士山の世界文化遺産登録推進と同様に南アルプスの世界自然遺産登録に向けて県の支援と関係省庁への働きかけを継続して行うこと。

(2) 希少種の保護と自然環境監視体制の充実について

本年 6 月、南アルプス山系においてミヤマハタザオが違法に採取され摘発されたが、クモマツマキチョウやミヤマシロチョウ、クモマベニヒカゲ等希少なチョウ類が愛好家らによって一度に大量に採集されていることから、現状のままでは人為的な影響で絶滅してしまう危険性が高い状況である。

県では、希少高山蝶に限らず地域固有の種を保護するため、希少野生動植物種の保護に関する条例によりその保護に努めているが、指定及び特定野生動植物の種指定の見直しを行うとともに、県自然監視員の監視強化を図るなど、希少種の保護の充実強化を図る必要がある。

については、長野県同様、希少高山蝶を県天然記念物に指定するなど文化財的な価値によって保護をするか、又は山梨県RDB（レッドデータブック）の見直しと調査を行い、県希少野生動植物の保護に関する条例などで指定種の追加するか等をして地域固有の種の保護を図ること。

また、絶滅の恐れのある種も多数生育しているので、種ごとのモニタリングや生息分布調査を行い、その動向について学術的にも保有すること。

特に、南アルプス国立公園、県立南アルプス巨摩自然公園内では希少種が多いことから、県自然監視員を増員し巡視業務の強化を図るとともに、山岳団体等関係機関とのネットワーク化により違法採取者の撲滅を図ること。

6 埋蔵文化財の調査及び文化財の保護・継承等について(共通)

埋蔵文化財の調査及び文化財の保護・継承等に関し、次の事項について適切な措置を講じること。

(1) 県各種開発事業に係る埋蔵文化財調査の見直し及び県指定史跡等の整備活用について

県では、各種開発事業に伴う埋蔵文化財調査について、原因者や事業規模によって県教育委員会の指導の下、市町村との役割分担を行っている。具体的には、国の機関、県の機関に係る開発事業で広域性の高い事業は県埋蔵文化財センターによる調査とし、県道改良工事やその他県機関による小規模工事、当該市町村事業、個人、民間は市町村が調査するという分担がなされてきたところである。

国主導の公共事業が好調であった頃は、小規模な県事業まで県埋蔵文化財センターでは対応できないという理由で、市町村が請負ってきた調査であるが、本来的には県が調査すべき性格の事業である。

現在、県埋蔵文化財センターの調査事業が減少傾向にある反面、各市町村の業務量は増加傾向にある。

については、県事業については、県内部において完結すべきであり、今後は

市が請負ってきた埋蔵文化財調査は、県で対応すること。

また、県指定史跡等の整備活用について、整備に伴う発掘調査費への財政措置を拡充するとともに整備費への財政措置を講じること。

(2) 文化財の保護・継承について

文化財は、地域はもとより国民全体が享受すべき歴史遺産、教育・観光資源である。

しかし、文化財の維持、管理に関しては一部を除き国の財政措置がなく、管理者の負担に依存しているところである。

については、国及び県において必要な財政措置を講じるよう働きかけるとともに、県においても財政措置を講じること。

また、県文化財保存事業費補助金については、必要な予算額を確保すること。

7 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業について(富士吉田市)

富士山の世界文化遺産登録については、日本政府が平成 24 年 1 月に「富士山」の推薦書をユネスコ世界遺産センターに提出し、平成 24 年 8 月 29 日～9 月 5 日まで、イコモスの現地調査が実施されたところである。

富士山の世界文化遺産登録は、地元住民ばかりでなく、日本国民全体が大きな期待をもっている。

一方、富士山の世界文化遺産の構成資産の維持管理は、整備面や保存管理について永続的な費用負担が必要であり、市町村の財政能力には限界がある。

また、世界文化遺産登録された場合、国内外の注目が集中し、とりわけ登山ブームにより登山者が記録的に増加している昨今、これ以上登山者が増加すると登山者の安全性が損なわれる可能性が考えられる。昭和 55 年の落石事故を鑑みると、未然の対策を講ずる必要がある。

については、世界文化遺産登録のための構成資産である重要文化財・天然記念物等の整備費用及び保存管理については、文化財保護法による補助金以外の独自の財政支援を行うこと。

また、富士山が世界文化遺産として登録された場合、国内外の来訪者増加が見込まれるため、富士山の入山コントロールなどにより安全対策を講じること。

8 魅力ある新設高校の設置について(都留市)

高校は、県民共有の貴重な資源である。東部地域の高校再編に際し、市内の2校の統合により新設する総合制高校の設置にあたっては、県民の提言、意見、ニーズを捉えたものとする必要があることから、県は、県教育委員会と地元住民との協議において、市が要望した事項を着実に実施し、「魅力ある高校づくり」を推進する必要がある。

については、谷村工業高校用地に新設される総合制高校が、県民共有の貴重な資源として、地域に誇れる魅力ある高校となるよう、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 新しい高校の創設までの間の両校の耐震化及び必要な施設整備の実施並びに新設高校の魅力づくりにつながる教員配置を図ること。
- (2) 地域の特性を活かし、多様な学習ニーズに応えるため、新学科の創設並びに新カリキュラムの導入、また、それを確実に実行するための教職員を確保すること。
- (3) 新しい高校の校舎について、十分な快適性や機能性、安全性を持たせ、さらにデザイン性の高いものとする。
- (4) クラブ活動の活性化並びに必要な敷地の確保及び施設設備の充実を図ること。
- (5) 産業技術短期大学校との連携・強化を図ること。
- (6) 中高一貫教育の新設高校への導入を検討すること。

9 県東部地域の県立高校に係る入学定員の確保等について(大月市)

本市の大月短期大学附属高校は、平成26年3月末日の閉校に伴って、本年度入学生を最後に以降の募集は行わないこととしたところである。このことにより、東部地域における県立高校の現行定員では進学できない生徒が生じるこ

とを危惧している。

については、市内中学校長及び進路指導担当教諭等の意見を基に、大月短大附属高校の閉校に伴う平成 25 年度以降も県東部地域における県立高校入学定員の確保等を行うこと。

10 大月短期大学附属高校の閉鎖に伴う教職員の就業について(大月市)

大月短期大学附属高等学校は、平成 26 年 3 月末日に閉校するため、平成 23 年度入学生を最後に以降の募集は行わず、教職員の就業確保や閉校に向けた準備を進めているところである。

本市としては、県立高等学校の新整備構想に協力的な立場をとってきたことから、数年来、県教育委員会にご指導、ご相談をいただく中で、本校教職員の県立高校への採用について特に要望をしてきたところである。

については、平成 24、25 年度実施の県公立学校教員選考検査において、年齢特例の制度が活用できることとなり感謝しているが、本校教職員の就業確保や閉校後の施設処理について次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 本校教員が、山梨県公立学校教員選考検査を受験する際には、教育現場での実績等を最大限評価すること。

- (2) 今後、高校の閉校までに教職員（期間採用等）の離脱が懸念されることから、その場合には教職員の補充・派遣をすること。

- (3) 閉校後、校舎の解体撤去費への新たな財政措置を講じること。

警 察 本 部

1 甲斐警察署の早期実現について（甲斐市）

本市は、県下 2 番目の人口を有し、合併以来「安全で快適に暮らせるまちづくり」を構築するために各種の取り組みを行っている。

平成 19 年 4 月 1 日から、韮崎警察署の所管となり甲斐分庁舎の設置がされたが、大規模小売店の進出や JR 竜王駅周辺整備、道路網の整備（双葉スマート IC・国道 20 号線及び主要県道）による通行車両の増加等により、平成 22 年においては、交通事故の発生件数は 581 件、韮崎警察署管内においては、約 7 割という高い状況が続いているところである。

また、刑法犯認知件数も 600 件となり、治安の悪化も懸念され、単独警察署の設置が必要不可欠となっている。

については、一日も早く市民が安全で安心して暮らせるまちづくりが実現するよう甲斐警察署を早期に設置すること。